

島根県食育推進計画

第三次計画

～みんなで広げよう食育の輪！ 生かそうしまねの豊かな地域力～

おいしい・たのしい・ためになる
しまねの食育



地域全体で島根を支える力
地域力

平成29年3月

島 根 県

島根県食育推進計画第三次計画の策定にあたって

県では、平成19年3月に「島根県食育推進計画（平成19年度～平成23年度）」、平成24年3月に「島根県食育推進計画第二次計画（平成24年度～平成28年度）」を策定し、「おいしい・たのしい・ためになる しまねの食育」と「地域力」をキーワードに、食育まつりや料理コンクール、各種食育体験教室の実施、地場産物を活用した給食の実施促進など、関係機関・団体等と連携して食育に取り組んでまいりました。

これまでの取組により、食育体験の場が増えるとともに、学校給食での県内食材の活用割合が増加するなどの成果がありました。一方で、20～30歳代における朝食の欠食率の増加や野菜の摂取不足などの課題が依然としてあり、さらに40歳代でも同様な課題が生じています。また、高齢者の夫婦世帯や単身世帯が増える中、高齢者の孤食や低栄養に対する取組が求められています。

この度、これまでの取組の成果や食をめぐる現状、課題を踏まえ、島根らしい食育をより一層推進するため、「島根県食育推進計画第三次計画（平成29年度～平成34年度）」を策定致しました。

島根は、豊かな自然と農林水産物に恵まれ、また、その農林水産物を使った伝統食や郷土食も豊富にあり、食に関する体験ができる環境が身近にあります。そして、地域には食に関する知識や知恵を伝える人材や組織等があり、食育に取り組む推進力、地域力となっています。

健康で生きがいをもって、質の高い生活を送ることは、私たち全ての願いであり、その実現のために食育は重要です。今後も、地域力を生かし、様々な関係機関・団体、関係者等との連携を深め、地域全体で県民運動として、子どもから高齢者まで生涯にわたる食育を推進してまいります。

終わりに、計画策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました皆様、御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県食育推進計画 第三次計画 目次（案）

I しまねの食育推進計画の基本的考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	基本理念	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画期間	1
5	食育の総合的な推進イメージ	2
6	県民一人一人の実践に向けて	3

II しまねの食をめぐる現状と課題

1	家庭を取り巻く社会状況	4
2	食生活と健康実態	5
3	保育所や学校等の状況	13
4	地域の状況	14
5	二次計画の目標達成状況	16

III しまねの食育の推進にあたっての目標と評価指標

1	目標の考え方	19
2	食育推進にあたっての目標	19

IV しまねの食育の推進施策

1	重点施策	21
2	個別の施策	
	（1）家庭における食育の推進	21
	（2）保育所、幼稚園、学校等における食育の推進	22
	（3）地域における食育の推進	27
	（4）関係機関・団体等の連携による食育の推進	32

V 関係機関・団体等の役割

1	家庭の役割	33
2	保育所、幼稚園、学校等教育関係機関の役割	33
3	公民館等社会教育施設の役割	33
4	生産者を含む食品関連業者の役割	33
5	事業所の役割	33
6	ボランティアの役割	34
7	行政の役割（県、市町村）	34

VI 計画の推進体制とフォローアップ

<本文中の用語の解説>

<参考資料>

I しまねの食育推進計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進すること」を目的として、平成17年6月に食育基本法が制定され、国においては、同法に基づき、平成18年度に「食育推進基本計画」、平成23年度に「第2次食育推進基本計画」を策定し、多様な関係者とともに食育を国民運動として推進してきており、平成28年度からは「第3次食育推進基本計画」により食育を推進していくこととしています。

一方、本県では、食育基本法第17条に基づく都道府県計画として、平成18年度末に「島根県食育推進計画（第一次計画）」、平成23年度末に「島根県食育推進計画（第二次計画）」を策定し、「家庭」「保育所・学校等」「地域」における食育を島根の地域力を生かした県民運動として、10年にわたり食育の取組を推進してきました。

これまでの取組の成果や目標の達成度、国の食育推進基本計画の改定、食をめぐる現状や課題を踏まえ、本県らしい食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、新たに「島根県食育推進計画（第三次計画）」を策定します。

2 基本理念

県民一人一人が「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育をとおして「生きる力」を育みます。

家庭、学校、幼稚園・保育所等、地域が連携し、「地域力」（地域全体で島根を支える力）を十分に生かした食育を進め、県民一人一人の実践を促します。

キーワード

**「おいしい・たのしい・ためになる しまねの食育」
「地域力」**

3 計画の位置づけ

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として位置づけます。

また、家庭、学校、幼稚園・保育所、地域等様々な分野における関係機関・団体等の食育推進活動の共通指針として活用します。

関連計画として、「健康長寿しまね推進計画（島根県健康増進計画）」、「健やか親子しまね計画」、「しまねっ子すくすくプラン」、「しまねっ子元気プランー第二次ー」、「すこやかしまねっこ（食に関する指導の指針）」、「島根県歯と口腔の健康づくり計画」、「島根県地産地消促進計画」、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」、「島根県バイオマス活用推進計画」、「しまね循環型社会推進計画」、「島根県消費者基本計画」、「食の安全安心確保に係るアクションプラン」、「島根県子どものセーフティネット推進計画」等多岐にわたる計画があります。本計画は、これらの計画と整合性を図り、取組の方向性や目標を共有し、一体となって推進していきます。

4 計画期間

本計画の期間は、平成29年度から平成34年度の6年間とします。

（保健医療計画最終年度の前年度までの計画とする）

5 食育の総合的な推進イメージ

- 食に関する様々な知識や能力を含め、広く食べる知恵を身につけることが必要です。
- 島根の地域力を生かし、家庭や学校、地域等が連携し、地域全体で県民運動として推進します。

～しまねの豊かな自然環境、地域の人材等を生かした「食育」の推進～

基本 理念

県民一人一人が「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育をととして、「生きる力」を育みます。

重点 施策

生涯にわたる食育の推進
特に若い世代（高校生、大学生、子育て中の親世代を含む20～30歳代）への食育の推進

県民の**身近なところ**で、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」**体験の場**づくりの推進

食育活動への県民の主体的参加や、**関係機関・団体の連携・協力**による地域力を生かした**多様な暮らしに対応**し、環境にも配慮した食育の充実



6 県民一人一人の実践に向けて

島根県の食育の取り組みのキーワードは、「**おいしい たのしい ためになる**」です。
次の取り組みを、一人一人できることから、取り組んでみましょう。

- お** おいしい食事 ゆっくりかんで 味わって
- い** いろいろな食品を 組み合わせて 食べましょう
- し** しっかり野菜を食べて 塩分は控えめに
- い** いっぱいある地元の食材 作って 食べて地産地消

- た** 楽しく食卓を囲もう 家族や仲間とともに
- の** 伸ばそう 育もう 子どもの頃から食事を作る・食べる・選ぶ力
- し** 食事の時は「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを
- い** いきいきとした一日の始まりは 朝ごはんから

- た** 食べ残し 作りすぎなど食べ物の「もったいない」を意識しよう
- め** メディアを活用し、食品衛生の知識を得よう
- に** 日本の食文化を大切に 地域や家庭の料理や作法を伝えよう
- な** 仲間や家族で 食事づくり 野菜づくり等の体験活動に参加しよう
- る** ルールある食品表示を参考に 食材選びに役立てよう

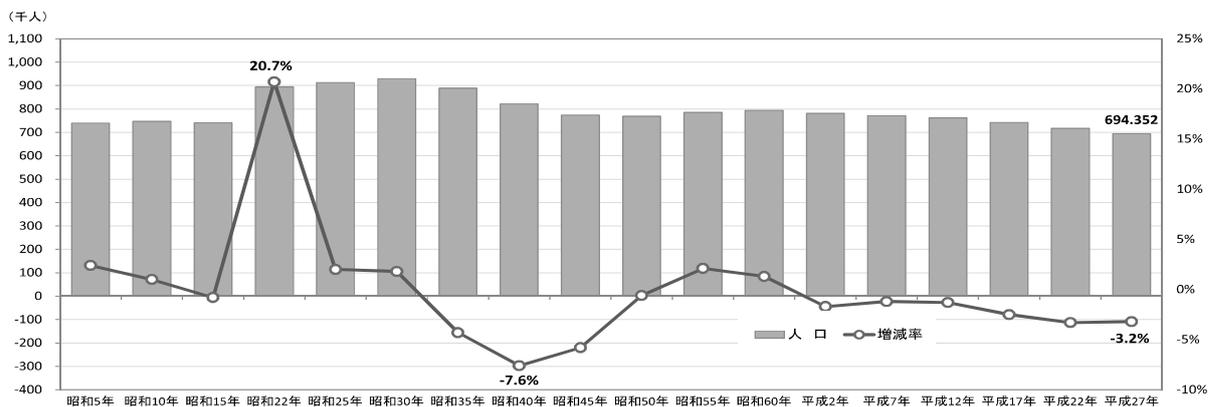


II しまねの食をめぐる現状と課題

1 家庭を取り巻く社会状況

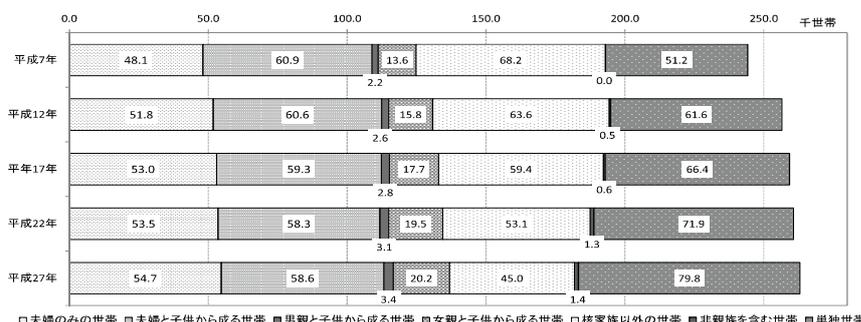
- ・島根県の人口は、昭和30年をピークに減少傾向にあり、平成27年10月1日現在694,352人で、平成22年と比べて23,045人、3.2%減少しています。(図1)
- ・家族形態の20年間の推移をみると、核家族以外の世帯が減少し、「夫婦のみ」、「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」の核家族や、一人暮らしが増え、家族形態は多様化しています。(図2)
- ・65歳以上のみの世帯が年々増加しています。
平成27年は65歳以上の夫婦のみの世帯は約3万世帯、また65歳以上の一人暮らし世帯は約3万1,600世帯でそのうち約9,300世帯は男性の一人暮らしです。(図3)
- ・生活保護や就学援助など支援を受けている子どもの数が増えています。
特に、リーマンショック前年の平成19年と平成27年を比べると、19歳以下の被保護数は482人から764人と約59%増えており、就学援助を受けた児童生徒数は平成19年度6,434人から平成27年度7,841人と約22%増えています。(表1、表2)
- ・島根県における育児(未就学児)をしている女性の有業率は、全国平均より20ポイント以上高い74.8%で全国で最も高い値です。県のアンケート調査では半数以上が「結婚や出産を機に仕事を辞めた経験がある」と回答し、その約3割が「仕事と子育ての両立が困難だった」と回答しています。
- ・育児をしている共働き世帯での平日の家事時間は夫が21分に対して妻が182分(平成23年社会生活基本調査(総務省統計局))で、夫の家事時間が妻に比べて極めて短く全国と同様の傾向となっています。
- ・こうした多様化している家族形態や生活状況に配慮した食育の取組が必要です。

(図1) 島根県の人口の推移



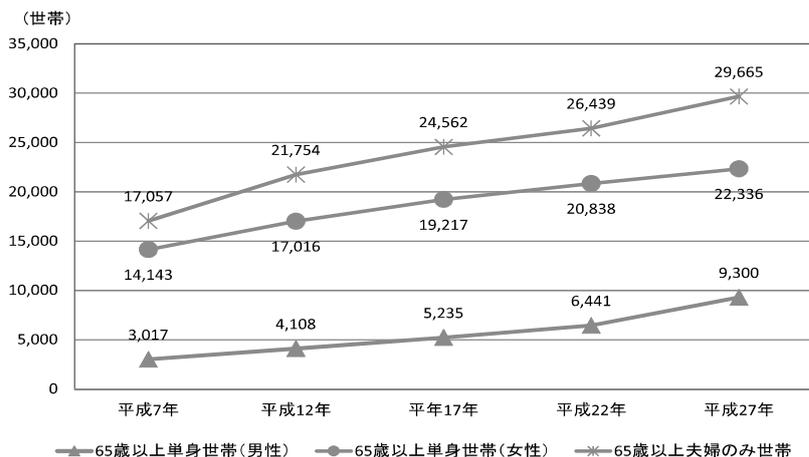
資料：総務省「国勢調査」

(図2) 家族類型別世帯数の推移(島根県)



資料：総務省「国勢調査」

(図3) 65歳以上のみの世帯数の推移 (島根県)



資料：総務省「国勢調査」

(表1) 19歳以下の被保護者数

(各年7月末現在)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
482	500	544	613	812	839	817	742	764

(表2) 就学援助を受けた児童生徒数

(人)

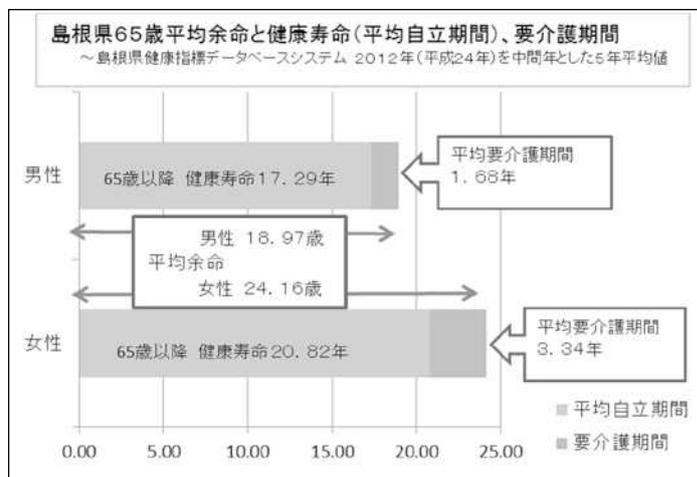
平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
6,434	6,782	7,225	7,622	7,678	7,904	8,006	7,896	7,841

2 食生活と健康実態

(1) 平均寿命と健康寿命

- ・ 県の平均寿命 (平成24年を中間年とした5年平均) は男性79.9歳 (全国平均並み)、女性86.8歳 (全国上位) で、男女差が大きい状況です。
- ・ 健康寿命[※] (平均自立期間[※]) も、女性が男性よりも3.5歳長く、男女差があります。(図4)

(図4) 65歳平均余命と健康寿命 (平均自立期間)、要介護期間



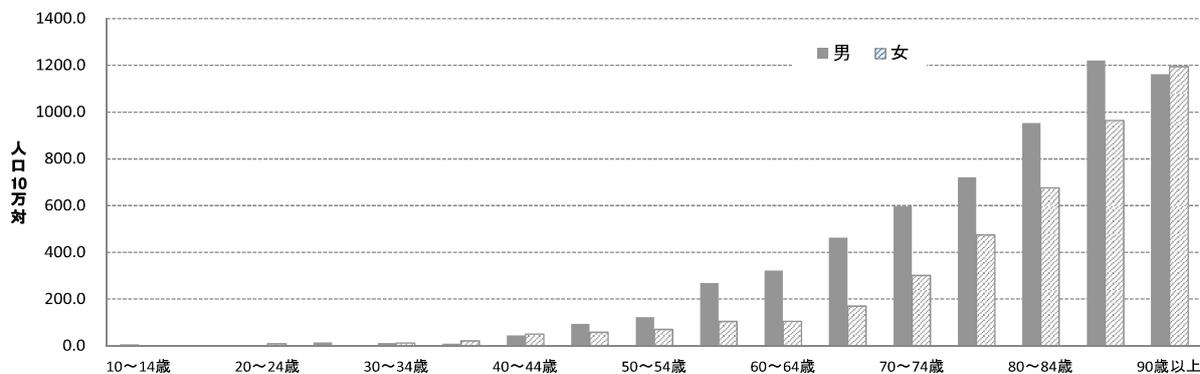
資料：島根県健康指標データベースシステム

※健康寿命とは、心身ともに自立した活動的な状態で生存できる期間で、あと何年健康な生活ができるかを示すものです。平均自立期間は、あと何年自立した生活が期待できるかを示したもので、健康寿命の考え方に基づく指標です。

(2) 脳卒中の発症や糖尿病の有病者の状況

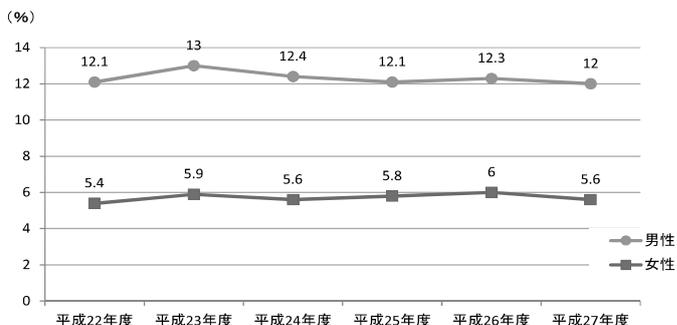
- ・男性は女性より若い年代から脳卒中を発症しており、発症率も高い状況です。(図5)
- ・糖尿病有病率も女性より男性の方が多く、いずれもこの5年間は横ばい傾向です。
- ・生活習慣病の予防や改善につながる食育が重要です。(図6)

(図5) 年齢階級別脳卒中発症率(初発) H27



資料：鳥根県脳卒中発症状況調査

(図6) 糖尿病有病率(40~75歳) 年齢調整

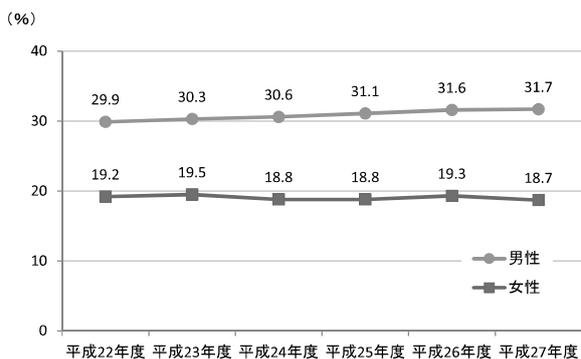


資料：特定健診結果(国保分)より

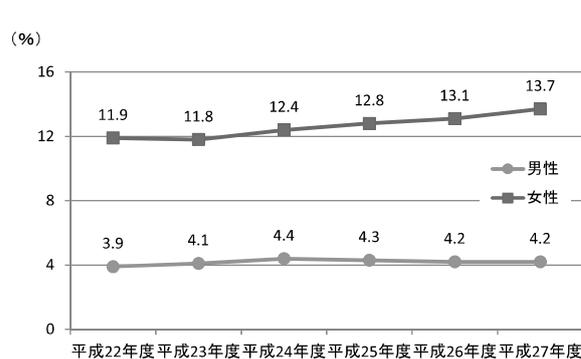
(3) 肥満・やせの状況

- ・男性の3人に1人は肥満者であり年々微増しています。(図7)
- ・女性の7人に1人はやせであり、年々増加しています。(図8)
- ・肥満傾向にある子どもの割合は、ここ数年は横ばい傾向です。
また、中学生までは男女差はほとんどありませんが、高校生では女子と比べて男子の割合が高くなっています。(図9)
- ・肥満ややせの問題は食習慣の乱れに起因している場合が多く、子どもの頃から健全な心身を培う基礎となる食習慣を身につける必要があります。

(図7) 肥満(BMI25以上)の者の割合(年齢調整)

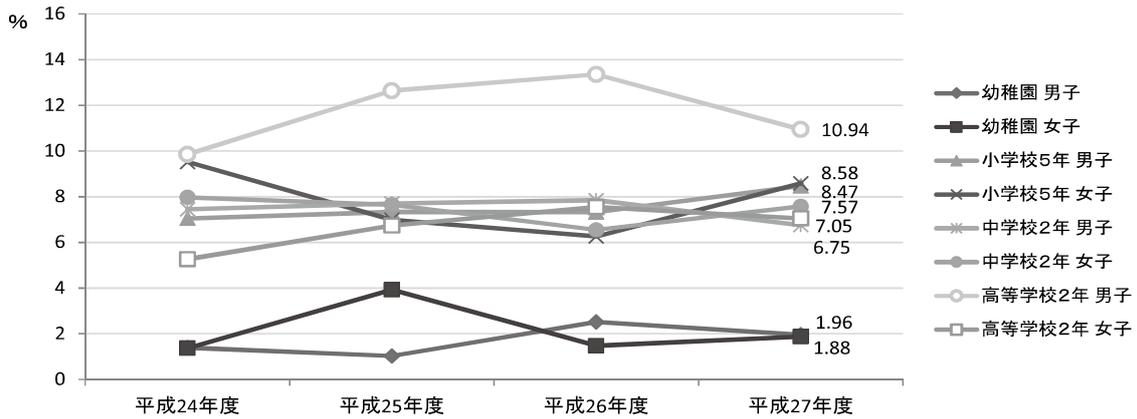


(図8) やせ(BMI18.5未満)の者の割合(年齢調整)



資料：特定健診結果(国保分)より

(図9) 肥満傾向にある子どもの割合

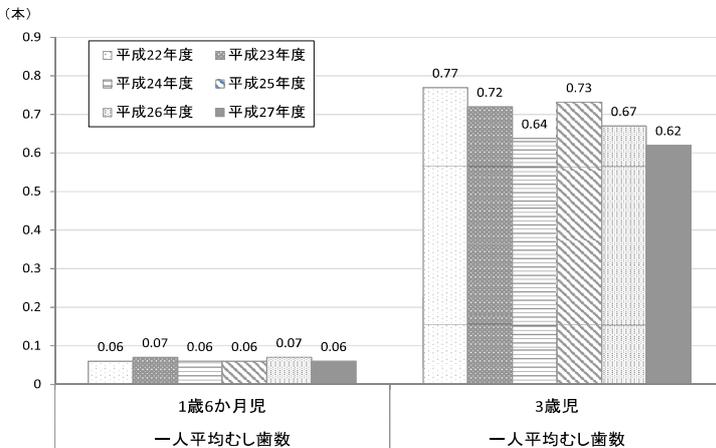


資料：学校保健統計（学校保健統計調査報告書）（文部科学省）より島根県分を抜粋

(4) むし歯や咀嚼の状況

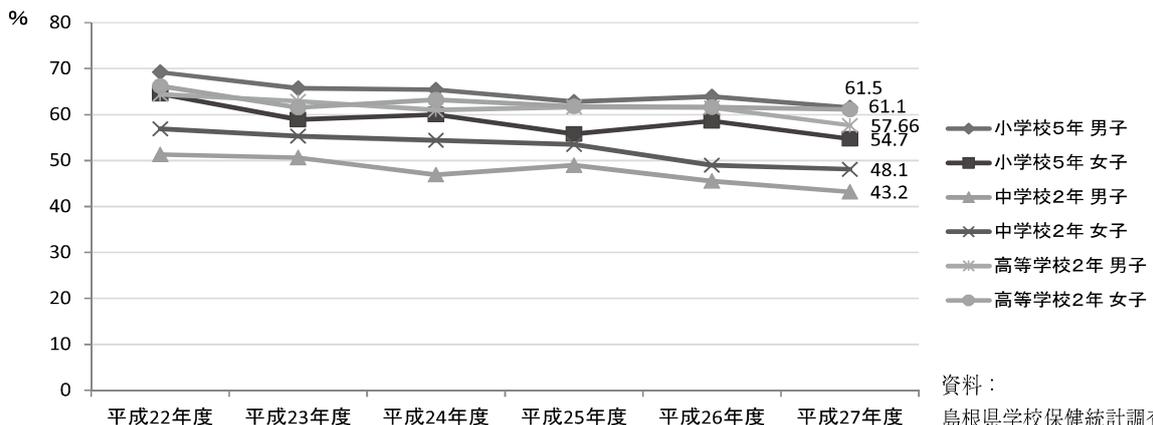
- ・子どもの一人平均むし歯数や小学生、中学生、高校生のう歯（むし歯）罹患率は減少傾向にありますが、3歳児の不正咬合（上下の歯が適切に噛み合っていない状態）等が認められる児の割合が増加しています。（図10、11、12）
- ・一人平均残存歯数、20本以上歯がある人の割合はともに50歳代から減少し、年齢が上がるにつれて加速度的に減少しています。
- ・健全な食生活の実践のためには、口腔機能を十分に発達させ、維持することが重要です。

(図10) 1歳6ヶ月児及び3歳児の一人平均むし歯数



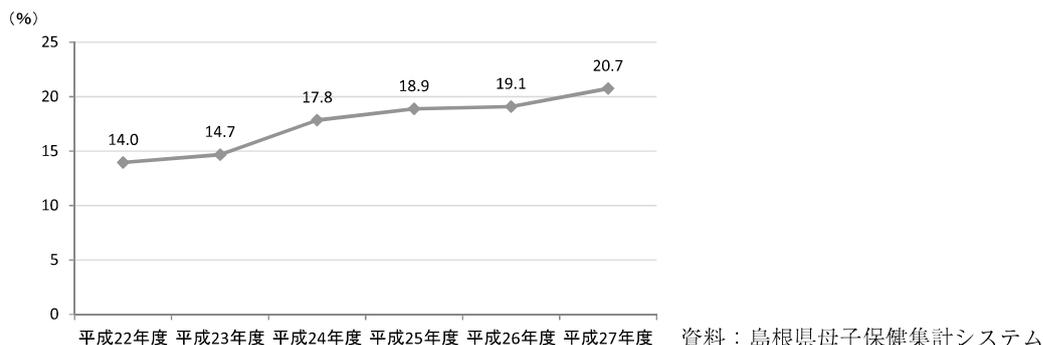
資料：島根県母子保健集計システム

(図11) 児童・生徒のう歯（むし歯）罹患率

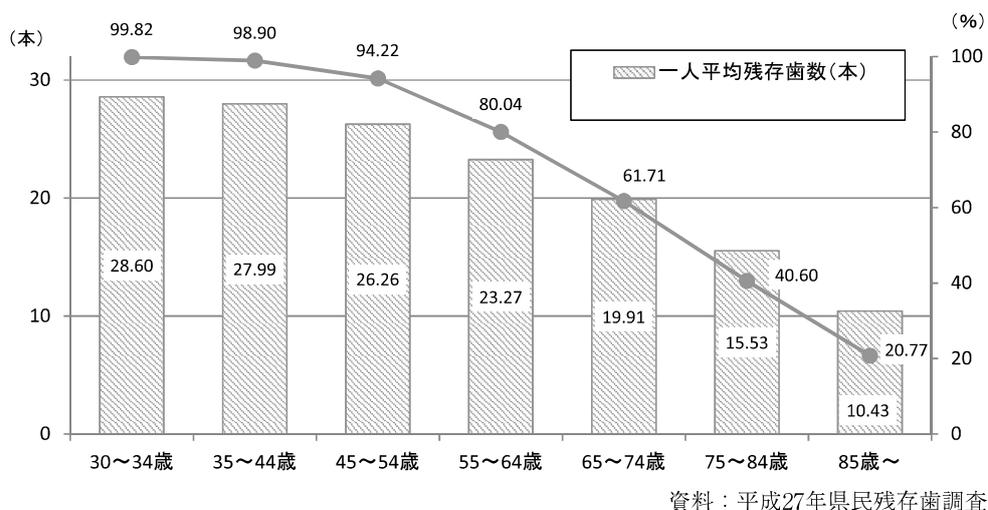


資料：島根県学校保健統計調査資料

(図12) 不正咬合等が認められる者の割合（3歳児）



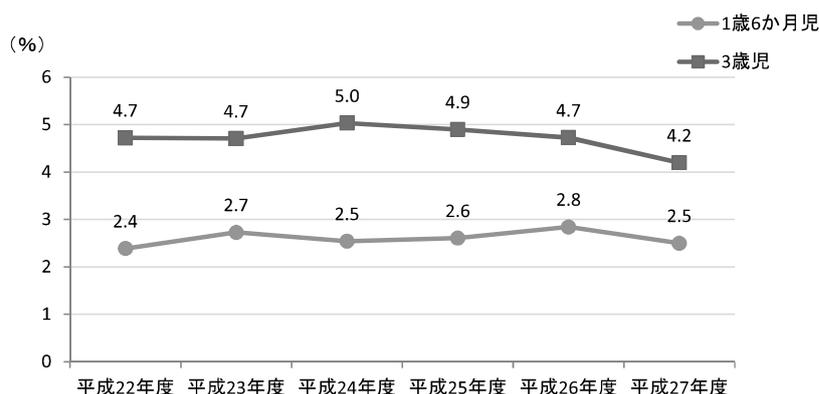
(図13) 一人平均残存歯数と20本以上歯がある者の割合（30歳以上）



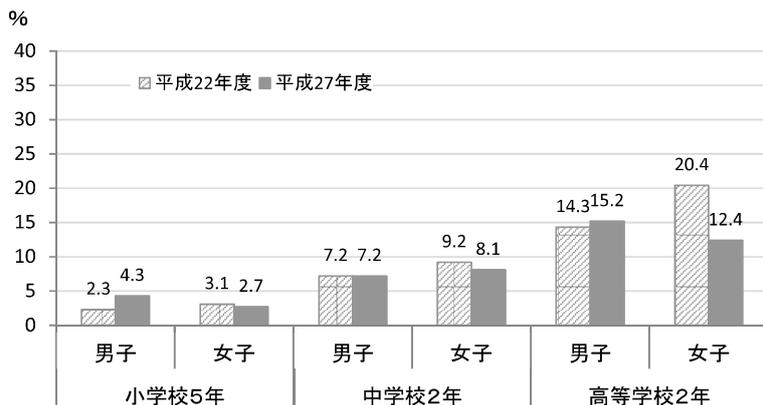
(5) 朝食の欠食状況

- ・ 1歳6か月児や3歳児の朝食の欠食率はほぼ横ばいで推移しています。(図14)
- ・ 児童生徒の朝食の欠食率は、学年が上がるにつれて高くなる傾向がみられます。(図15)
- ・ 20歳以上で朝食を毎日食べる習慣がない人の割合は男女とも増加しています。特に、20歳代の男女、30歳代の男性は約3人に1人が朝食を毎日食べる習慣がありません。(図16)
- ・ こうした状況から、引き続き若い世代（高校生、大学生、20歳代、30歳代の若者、子育て中の親世代）を中心に食育を進めていく必要があります。

(図14) 1歳6か月児及び3歳児の朝食の欠食率

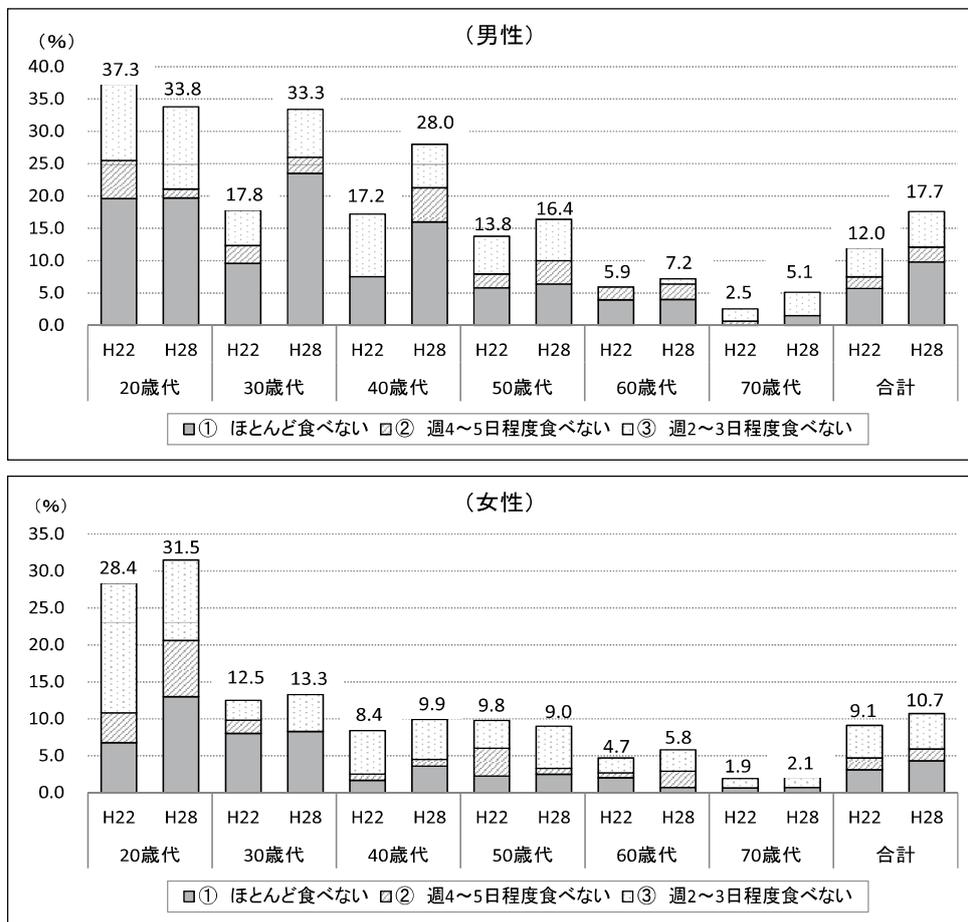


(図15) 児童・生徒の朝食の欠食率



資料：鳥根県公立小・中・高等学校児童生徒の体力・運動能力等調査報告書
 ※「朝食を時々摂る」+「ほとんど摂らない」の割合

(図16) 朝食を毎日食べる習慣のない者の割合（20歳代～70歳代）

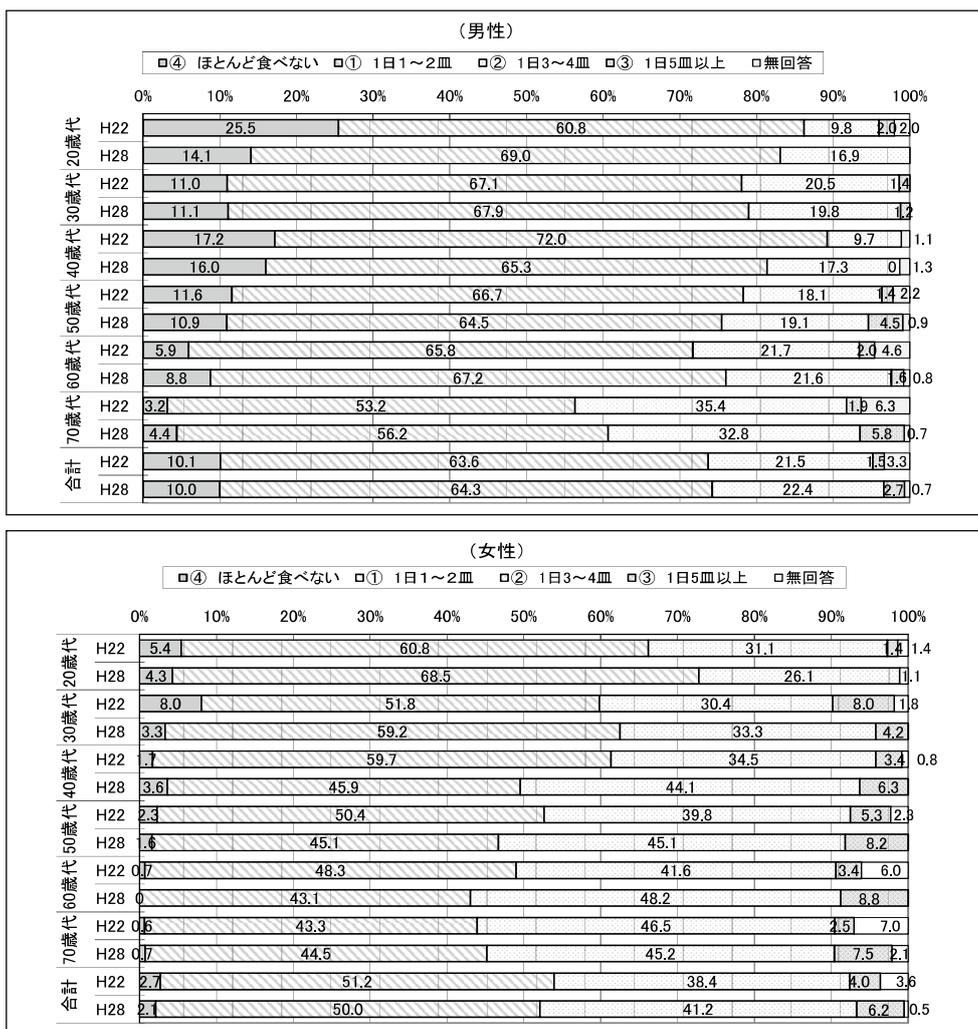


資料：鳥根県健康調査

(6) 野菜料理の摂取状況

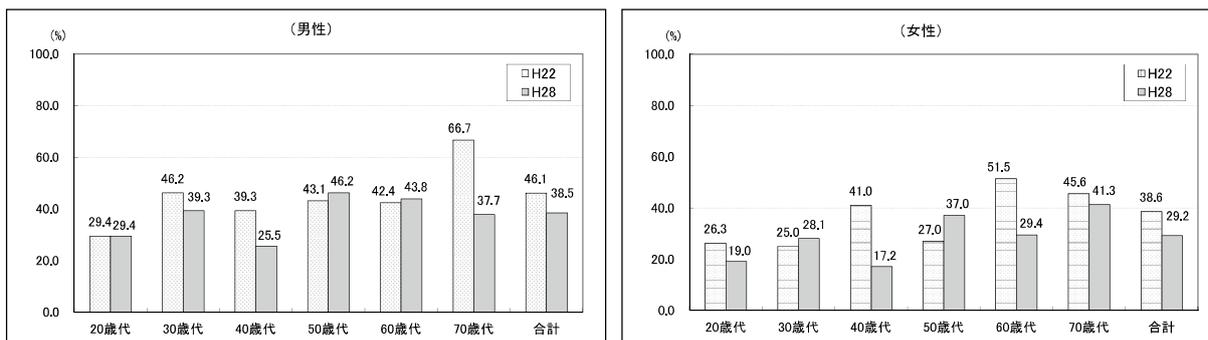
- ・ 1日に食べている野菜料理（皿数）は、男女とも1～2皿がもっとも多い状況です。野菜料理をほとんど食べない人は男性10.0%、女性2.1%で横ばい傾向です。（図17）
- ・ 20歳代、40歳代が、特に野菜を1日350g以上食べている人の割合が低い状況です。（図18）
- ・ 野菜の摂取不足等による栄養の偏りは生活習慣病のリスクを高めることから、野菜をしっかり食べ、栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。

(図17) 野菜料理の摂取量（皿数）の割合（20歳代～70歳代）



資料：鳥根県健康調査

(図18) 野菜を1日350g以上食べている者の割合（20歳代～70歳代）

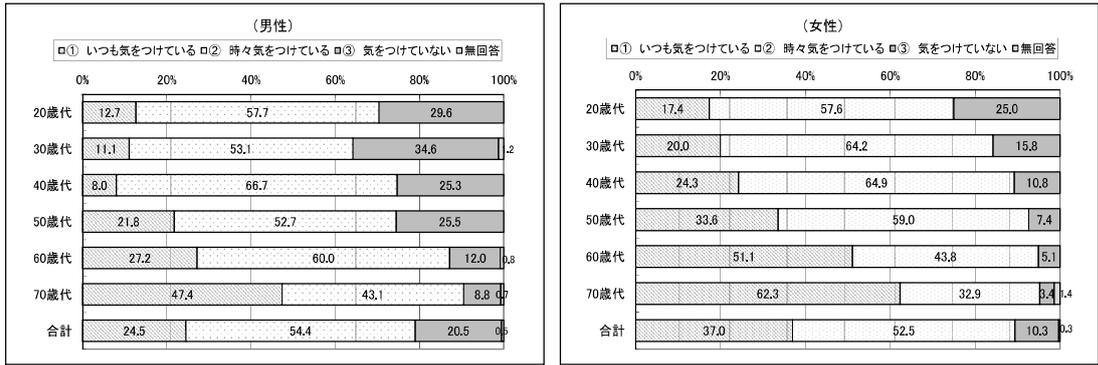


資料：鳥根県栄養調査

(7) 塩分摂取に関する意識や好み

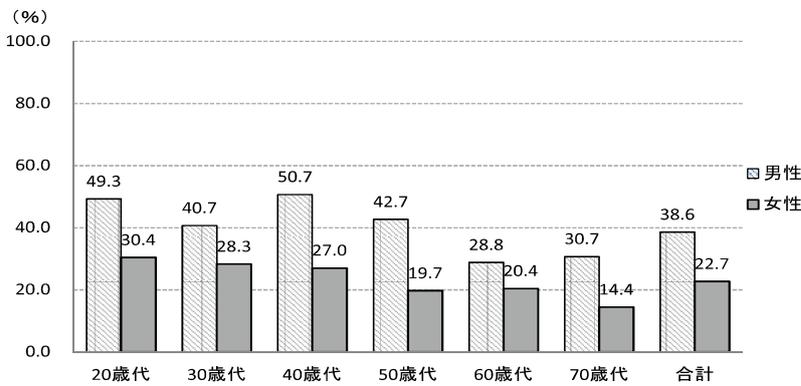
- 日常生活で塩分を摂り過ぎないようにいつも気をつけている人の割合は、男性24.5%、女性で37%です。一方、気をつけていない人は、男性では30歳代、女性では20歳代で最も多いです。(図19)
- 濃い味付けを好んで食べる人の割合は、男性で38.6%、女性で22.7%で、すべての年代で男性の方が高い傾向です。(図20)
- 塩分の過剰摂取は高血圧や脳卒中等の発症や重症化と関連性が高いことから、生活習慣病の発症や改善のためには、減塩の取組は重要です。

(図19) 日常生活での塩分摂取意識 (20歳代～70歳代)



資料：平成28年度島根県健康調査

(図20) 濃い味付けを好んで食べる者の割合 (20歳代～70歳代)

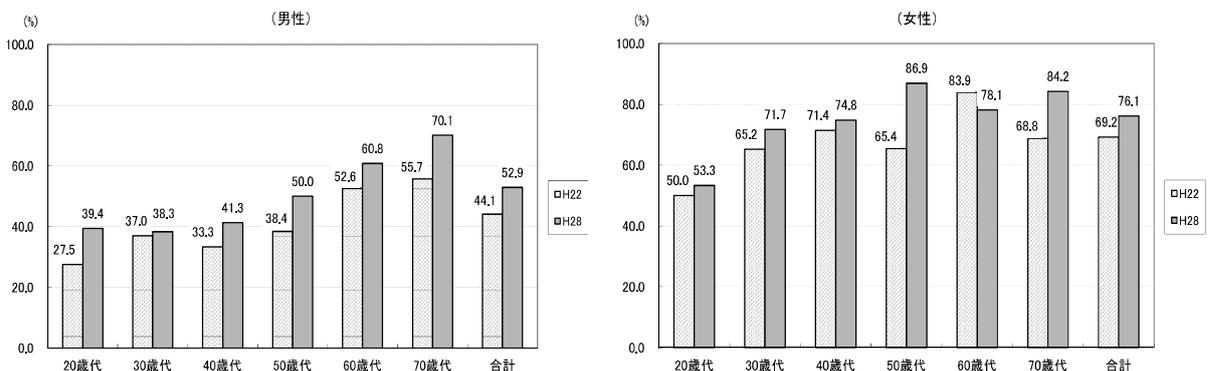


資料：平成28年度島根県健康調査

(8) 食事や栄養に関する情報について

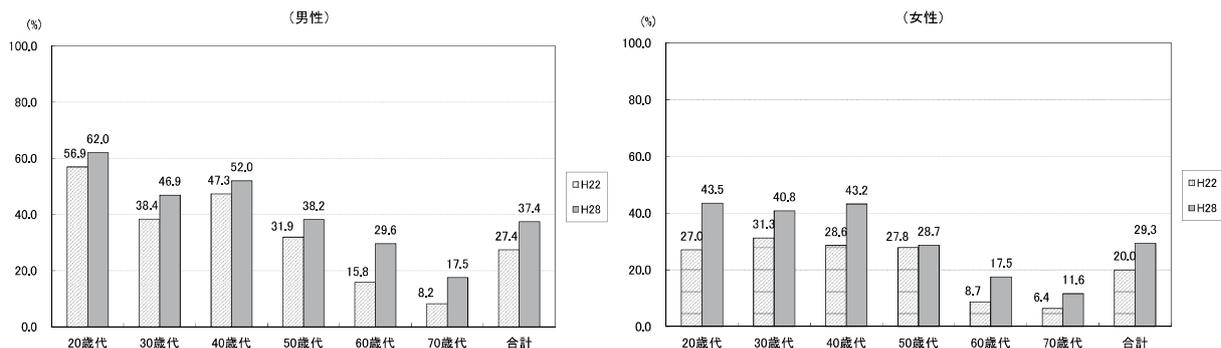
- ・ 食事や栄養について必要な情報を得ている人は、男性で52.9%、女性で76.1%であり、男女とも増加傾向です。(図21)
- ・ 調理済み食品やインスタント食品をよく利用する者の割合は、男女ともどの年代でも増加しており、20～40歳代の男性で5割、女性で4割がよく利用している傾向です。(図22)
- ・ 加工食品や外食の栄養成分表示を利用している者は、男女とも減少傾向です。特に男性は、約3人に1人は栄養成分表示を「見たことがない」「知らない」という状況です。(図23)
- ・ 健全な食生活を行うためには、食品の選び方や適切な調理方法等について基礎的な知識を持つことが大切です。

(図21) 食事や栄養について必要な情報を得ている者の割合 (20歳代～70歳代)



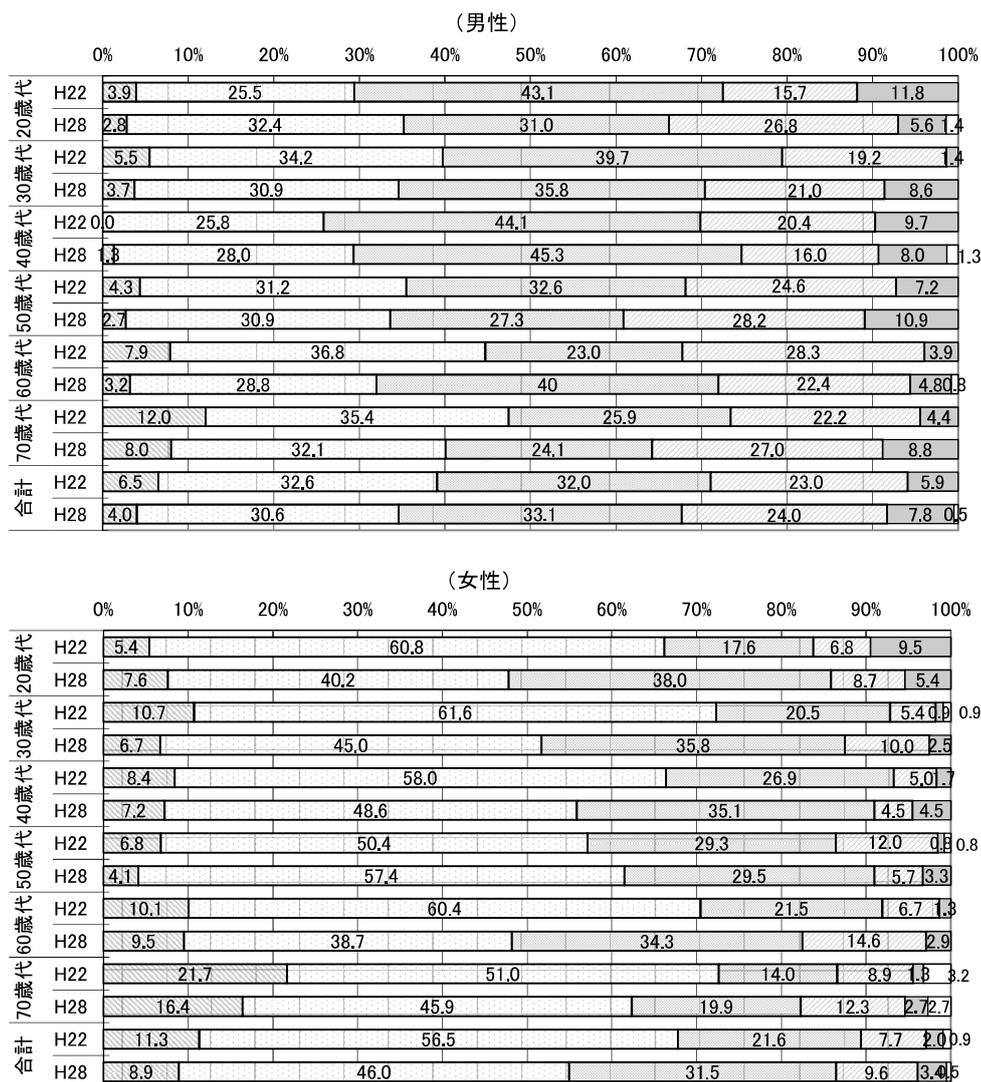
資料：島根県健康調査

(図22) 調理済み食品やインスタント食品をよく利用する者の割合 (20歳代~70歳代)



資料：島根県健康調査

(図23) 栄養成分表示の利用状況 (20歳代~70歳代)



□① 常に見て食事の調整をしている □② 時々見ている □③ 何度か見たことはある □④ 見たことがない □⑤ 知らない □無回答

資料：島根県健康調査

(9) 共食の状況

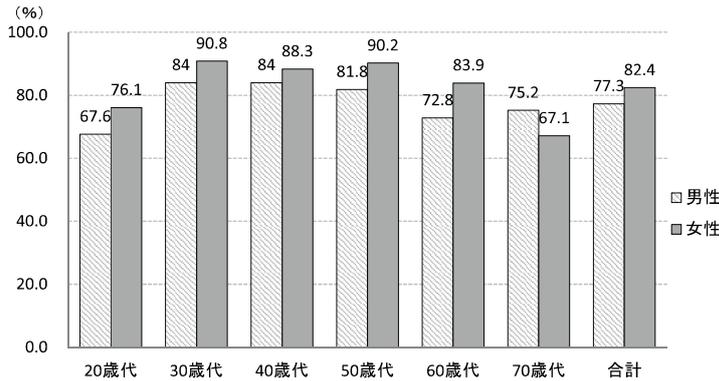
- ・ 普段、家族で夕食を一緒に食べている小学生、中学生はいずれも約9割です。(表3)
- ・ 週に一度は家族そろって食卓を囲む人は約8割です。男女とも20歳代と70歳代が他の年代よりもその割合が低く約7割です。(図24)

- ・食事をともにする家族や友人がいる人の割合は約9割です。60歳代の男性、70歳代の女性はその割合が約8割と他の年代と比べ少ない状況です。(図25)
- ・家族の状況や生活が多様化していることから、家庭だけでなく地域や職場など家庭以外でも共食をする機会を持つことが必要です。

(表3) 家の人と普段(月～金曜日)、夕食を一緒に食べている割合 資料：H25年度全国学力・学習状況調査

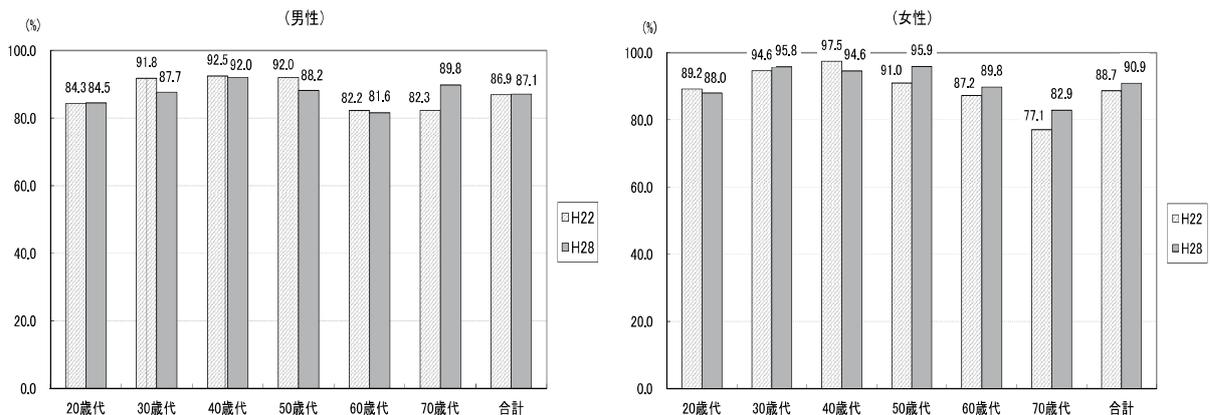
家の人と普段(月～金曜日)、夕食を一緒に食べていますか。 「している」+「だいたいしている」	小6	%	93.0
	中3		90.2

(図24) 週に一度は家族そろって食卓を囲む者の割合(20歳代～70歳代)



資料：平成28年度鳥根県健康調査

(図25) 食事をともにする家族や友人がいる者の割合(20歳代～70歳代)



資料：鳥根県健康調査

3 保育所や学校等の状況

- ・保育所においては、食育計画を定め、児童の年齢や発育・発達状況に応じたねらい、配慮事項、指導内容等を定めるとともに、季節感のある給食の提供、クッキングの実施、給食便りの配布、地域のお年寄りを招いての郷土料理作りなど、各園において食についての積極的な取組を行っています。
 - ・学校給食においては、食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して計画的・継続的に食に関する指導を行っています。
 - ・また、学校給食では、地元の農林水産物を積極的に取り入れています。「しまね・ふるさと給食月間」である6月と11月を中心に、地域の郷土料理や行事食を取り入れた給食を提供するとともに、生産者を講師に招いて食に関する授業等も実施しています。
- さらに、学校給食調理場と直売所との連携や食材コーディネーターの配置などに取り組んでいる地域もあります。

(島根県地産地消促進計画より)

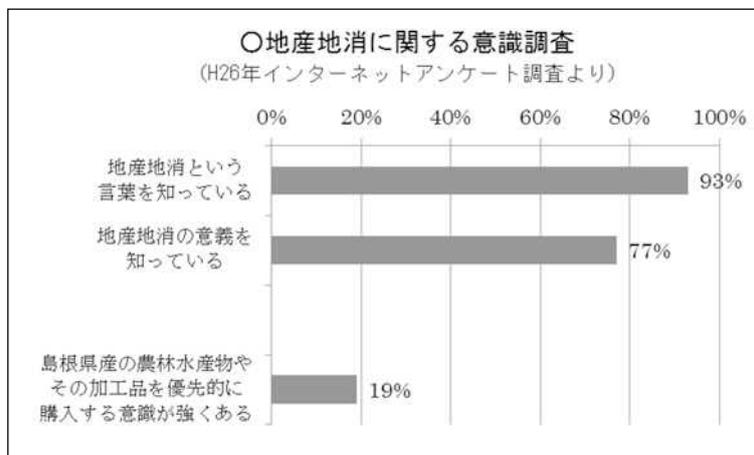
指 標		平成27年度	直近値データ根拠
地場産物活用割合 (食品数ベース)	%	58.6	学校給食の食材仕入れ状況調査 (保健体育課)

4 地域の状況

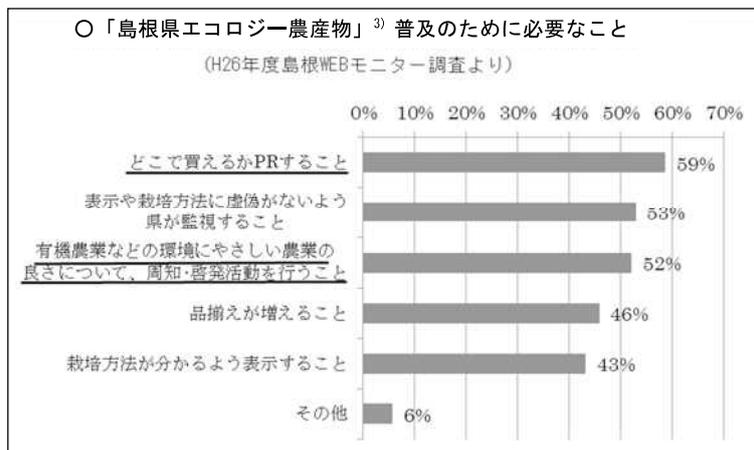
(1) 農林水産関係

- ・農林水産業・農山漁村は多様な食材の供給や自然環境の保全など様々な役割を担っていますが、県内では中山間地域等を中心に高齢化にともなう担い手不足が進んでおり、その持続性が懸念されています。そのため、食やそれに関する活動への参加を通じて農林水産業・農山漁村への理解者を増やし、将来の担い手につなげていくことが重要です。
- ・地域で生産された農林水産物やその加工品を地域で消費する「地産地消」には、旬で新鮮なものを食べられることや地域の食文化の継承などにより、食生活が健康で豊かになるなどの意義があります。地産地消の普及啓発を進め、県民の食に対する意識をより高めることで、さらなる地場産物の利活用を進めていく必要があります。(図26)
- ・県では人と環境にやさしい農業を進めており、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物の推奨制度を設けています。また、生産工程管理(GAP¹⁾)を取り入れた「美味しまね認証制度²⁾」を創設しています。生産者と消費者のつながりが強まるよう、これらの取組の普及・啓発が必要です。(図27)

(図26)



(図27)



(2) 循環型社会の推進

- ・食品廃棄物の多くは可燃ごみとして、市町村等により焼却処理されています。
平成26年度の県内での可燃ごみの排出量は約16万トンで、増加傾向にあります。
- ・平成27年度のアンケート調査では、生ごみを少なくする等の料理方法の心懸けや、生ごみの減量化などを行っている県民の割合が9割を超えており、県民の関心は引き続き高くなっています。

アンケート項目	回 答	H27
発生抑制（リデュース）に関する取組状況		
① 買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心懸けている。	行っている	91%
② 生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っている。	行っている	91%

資料：平成27年度しまね循環型社会推進に関するアンケート調査

(3) 食の安全

- ・平成27年度に県内で発生した食中毒は計10件であり、原因施設別の内訳は、飲食店4件、集団給食施設2件、家庭内1件、原因施設不明3件でした。これらは医師が保健所に届け出た数であることから、医療機関を受診していない家庭内食中毒の事例を含めるとさらに件数が多くなると考えられます。
また、平成27年4月から食品表示法が施行され、県民や食品関連事業者の食品表示に対する関心が高まっており、保健所等への問い合わせも増えています。

(表4) 平成27年度における島根県内の食中毒発生状況

	発生日月	発生場所	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	H27.5.30	出雲市	7	集団給食施設の食事	カンピロバクター	集団給食施設
2	H27.6.19	松江市	67	飲食店の食事	病原性大腸菌	飲食店
3	H27.7.26	松江市	5	不明	カンピロバクター	不明
4	H27.8.18	益田市	61	集団給食施設の食事	腸管出血性大腸菌O157	集団給食施設
5	H27.9.4	松江市	1	しめさば	アニサキス	家庭
6	H27.9.23	出雲市	1	不明	アニサキス	不明
7	H27.10.3	出雲市	1	不明	アニサキス	不明
8	H27.10.5	安来市	25	飲食店の食事	ノロウイルス	飲食店
9	H28.1.13	出雲市	10	飲食店の食事	不明	飲食店
10	H28.1.30	松江市	8	飲食店の食事	不明	飲食店

(4) 食文化の継承

- ・核家族化が進み家庭環境が変化する中、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理・伝統食の料理方法や食べ方、作法などの食文化は、家庭で教わる機会が少なくなっています。

5 二次計画の目標達成状況

食育の取組推進の成果を客観的に把握するため、「島根県食育推進計画（第二次計画）」に掲げた食育の推進にあたっての目標について、達成度を評価しました。

それぞれの目標について、二次計画策定時の数値に対して現状値が目標値に向かってどのように改善しているかを評価しました。達成度の判定は以下のとおりです。

- 【達成度の判定】
- ◎：目標を達成したもの
 - ：目標は達成できなかったが、改善傾向のもの
 - △：二次計画策定時の数値と大きな変化なく、横ばい傾向のもの
 - ×：悪化傾向のもの

<評価結果の総括>

- これまで関係機関・団体が連携して、県内各地で食育イベントや食育フォーラム、講演会などを実施してきました。その中で、朝食や野菜の摂取についての啓発や体験活動等に取り組みました。そういった取組により、食育体験の機会が増え、食に関する体験の参加者も増加しています。実際に体験をすることで、関心や実践力が高まることから、引き続き関係機関や団体が連携して、食育体験の場づくりをしていく必要があります。
- 一方、啓発のテーマにもしていた「朝食をきちんと摂る」の目標については、20歳代の女性、30歳代の男女が悪化傾向でした。これまで、学生を対象にした朝食の料理コンクールや料理教室を実施してきましたが、若い世代をターゲットにした取組は、引き続き力を入れていく必要があります。また、若い世代が食に関心をもち、実践につながるよう、手段や場所を工夫しながら、より具体的な啓発をしていく必要があります。
- 野菜の摂取について
「野菜をたくさん摂る」の目標については、目標が達成できず、男女とも悪化傾向でした。脳卒中等の生活習慣病を予防するためには、野菜をしっかりと食べることと、併せて減塩について啓発していく必要があります。
- 「子どもの時からよくかんで食べる」の目標については、目標が達成できず、悪化傾向でした。
よく噛んで、おいしく味わって食べることで、安全・安心で満足感を得られ、心と身体の健康の保持増進につながることから、今後も引き続き「よくかんで食べること」の啓発に取り組んでいく必要があります。
- 学校給食における地場産物の使用については、各市町村の情報交換の場を設けて意識の向上に努めたり、関係機関（JA等）と連携を図ったりすることで、各市町村での積極的な取組につながり、目標を達成しました。学校給食で地場産物を使うことは地域の良さを改めて知る機会となることから、引き続き地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。また、地産地消を推進する上では個人（家庭）消費の拡大が重要であり、消費者に向けたPRや量販店等での利用拡大の取組が必要です。
- 食事バランスガイドの認知度については、男性は改善傾向で、女性は横ばいでした。食事バランスガイドについては、イベントでの啓発の他、平成20年度から平成27年度まで島根県食生活改善推進協議会による「食事バランスガイド実践度調査」にあわせたチラシの配布等による啓発を行いました。
食事をバランスよく食べることについては、引き続き啓発していく必要がありますが、

食事バランスガイドに限らず、より分かりやすく実践につながる啓発が必要です。

- 食品衛生知識の普及を図るため、テレビスポット配信や講習会で啓発を行ってきました。テレビスポット配信回数や講習会の参加者とも目標を達成しましたが、家庭内食中毒が依然として発生していることから、引き続き食中毒予防に関する情報を積極的に提供する必要があります。
- 健康な食生活ができる環境づくりの一環で取り組んできた「健康づくり応援店」や「しまね故郷料理店」の登録については、いずれも登録店舗数が増え、目標を達成しました。これらの登録店については、今後も貴重な啓発の場の一つとして取組に生かしていく必要があります。

<評価結果>

(目標1) 朝食をきちんと摂る

第二次計画策定時			現状値	目標値	評価	現状値データ根拠
幼児の欠食者の割合 (%)	1.6歳児	3.9	※ (2.5)	1.1	(△)	ベースライン値は「すこやか親子しまね計画」評価のための乳幼児健診時アンケート <朝食を欠食+欠食することがある> *同様の調査はH28年度実施予定 ※()は参考値：鳥根県母子保健集計システムより直近値はH27年度
	3歳児	4.9	※ (4.2)	2.5	(△)	
児童、生徒の欠食者の割合 (%)	小6 (男)	3.6	3.7	なくす	△	H27年度鳥根県公立小・中・高等学校児童生徒の体力・運動能力等調査報告書(保健体育課) <朝食を時々摂る+ほとんど摂らない>
	小6 (女)	3.2	4.7	なくす	×	
	中3 (男)	7.7	6.9	5%以下	○	
	中3 (女)	6.7	9.1	5%以下	×	
	高3 (男)	17.3	14.0	10%以下	○	
	高3 (女)	15.0	13.6	10%以下	○	
成人の欠食者の割合 (%)	20歳代(男)	37.3	33.8	30%以下	○	H28年度鳥根県健康調査(健康推進課) <「週2～3日食べない」「週4～5日食べない」「ほとんど食べない」の合計>
	20歳代(女)	28.4	31.5	20%以下	×	
	30歳代(男)	17.8	33.3	13%以下	×	
	30歳代(女)	12.5	13.3	10%以下	×	

(目標2) 子どもの時からよくかんで食べる

第二次計画策定時			現状値	目標値	評価	現状値データ根拠
幼児の咀嚼や飲みこむ機能を心配している保護者の割合 (%)	3歳児	3.9	4.3	減らす (3%)	×	鳥根県母子保健集計システム(H27年度) <丸のみ+飲み込めない>
乳幼児歯科保健指導実施市町村数	市町村	13	14	19 (100%)	△	H28年度市町村歯科保健事業取組状況調査(健康推進課)

(目標3) 学校給食で地場産物の使用を推進する

第二次計画策定時		現状値	目標値	評価	現状値データ根拠
地場産物の活用割合 (食品数ベース) (%)	40.1	58.6	50	◎	H27年度学校給食の食材仕入れ状況等調査 (保健体育課)

(目標4) 野菜をたくさん摂る

第二次計画策定時		現状値	目標値	評価	現状値データ根拠	
野菜を1日350g 以上摂る人の 割合 (%)	男性	46.1	38.5	60	×	H28年度島根県栄養調査 (健康推進課)
	女性	38.6	29.2	60	×	

(目標5) 食事バランスガイドを知っている県民を増やす

第二次計画策定時		現状値	目標値	評価	現状値データ根拠	
食事バランスガ イドを知ってい る人の割合 (%)	男性	25.6	29.0	30	○	H28年度島根県健康調査 (健康推進課) <知っているか、「はい」と回答>
	女性	49.9	48.6	65	△	

(目標6) 食に関する体験をする県民を増やす

第二次計画策定時		現状値	目標値	評価	現状値データ根拠
食生活改善推進員の 地区組織活動への参 加者数 (人)	282,268	411,723	現状確保	◎	食生活改善推進協議会活動記録 (H27年度)

(目標7) 食に関する体験の機会を増やす

第二次計画策定時		現状値	目標値	評価	現状値データ根拠
体験型イベント参加者数 (人)	670	6,075	増やす	◎	事例報告による把握 (H27年度)
食に関する体験ができる 機関・団体	14	67	増やす	◎	事例報告による把握 (H27年度)

(目標8) 食品衛生知識の着実な普及と家庭内食中毒の発生を防止する

第二次計画策定時		現状値	目標値	評価	現状値データ根拠
テレビスポット配信数	30	41	現状確保	◎	H28年3月末現在の配信数
講習会参加者数 (人)	832	884	現状確保	◎	H28年3月末現在の参加者数
家庭内食中毒発生数 (件)	1	1	減らす	△	H28年3月末現在の発生数

(目標9) 健康な食生活ができる環境づくりを進める

第二次計画策定時		現状値	目標値	評価	現状値データ根拠
健康づくり応援店 (店)	381	385	増やす	◎	H28年3月末現在の登録数
しまね故郷料理店数 (店)	154	174	増やす	◎	H28年3月末現在の登録数

Ⅲ しまねの食育の推進にあたっての目標と評価指標

1 目標の考え方

しまねの食育の推進の基本理念のもと、関係機関・団体等と連携を図りながら、地域全体でより効果的で実効性のある施策を展開するためには、具体的な共通の目標を掲げて、その目標達成を目指して取り組むことが必要です。

本計画においては、第二次計画の評価を踏まえ、(1) 目標を達成しておらず引き続いて目指す目標 (2) 目標を達成しているが継続して一層推進していくべき目標 (3) 新たに重点的に取り組む必要がある目標を設定しました。

また、目標値については他の関連計画との整合性を図り、計画策定後も把握が可能なものを用い、施策の成果や達成度を評価します。

2 食育推進にあたっての目標

この目標は、県民一人一人が実践する目標であるとともに、食育に携わる関係機関・団体・行政の取組目標です。目標値の達成を目指して取組を進めていきますが、安易に目標値の達成のみにとらわれず、基本理念のもと地域全体で食育を推進していきます。

(目標1) 朝食を毎日きちんと食べる

指		標	現状値	目標値	現状値データ根拠
幼児の欠食者の割合	1.6歳児	%	2.5	0	島根県母子保健集計システムより 現状値：H27年度 目標値：すこやか親子計画にあわせる。
	3歳児		4.2	0	
児童、生徒の欠食者の割合	小5(男)	%	4.4	0	しまねっ子元気プラン第二次(H26年度～H30年度) 現状値：H24年度児童生徒の運動能力調査 (保健体育課) 目標値：H30年度
	小5(女)		2.7	0	
	中2(男)		8.6	5.0	
	中2(女)		9.4	5.0	
	高2(男)		14.0	10.0	
	高2(女)		14.7	10.0	
成人の欠食者の割合	20歳代(男)	%	33.8	30%以下	現状値：H28年度島根県健康調査(健康推進課) <「週2～3日食べない」「週4～5日食べない」 「ほとんど食べない」の合計>の割合 目標値：第二次計画時の目標を達成していないことを踏まえ、改善傾向であった20歳代男性はH22年度調査から現状値までの変化率を参考に設定。また、増加傾向だった20歳代女性と30歳代男女については、二次計画の目標設定時の減少割合をめざし目標設定。
	20歳代(女)		31.5	20%以下	
	30歳代(男)		33.3	20%以下	
	30歳代(女)		13.3	10%以下	

(目標2) 野菜をしっかりと食べ、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をする

指		標	現状値	目標値	現状値データ根拠
野菜料理を5皿以上食べている人の割合	男	%	2.7	4.0	現状値：H28年度島根県健康調査(健康推進課) 目標値：主食、主菜、副菜の中でも特に副菜(野菜料理)の摂取が少ない傾向にあるため、新たに目標を設定。 H22年度調査(前回調査)からH28年度調査までの変化率を用いて設定。
	女		6.2	8.0	

(目標3) 減塩に気をつけた食生活を実践する

指	標	現状値	目標値	現状値データ根拠
日常生活で塩分をとりすぎないように気をつけている人の割合	男	%	24.5	現状値：H28年度島根県健康調査（健康推進課） 〈いつも気をつけている〉 目標値：新たに指標を設定。比較データがないため、まずは増加を目標とする。
	女		37.0	
濃い味付けを好んで食べる人の割合	男	%	38.6	現状値：H28年度島根県健康調査（健康推進課） 〈好んで食べる「はい」〉 目標値：新たに指標を設定。比較データがないため、まずは減少を目標とする。
	女		22.7	

(目標4) ゆっくりよく噛んで食べる

指	標	現状値	目標値	現状値データ根拠
たいていの食べ物は噛んで食べられる者の割合	%	88.5	88.5 (維持)	「第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画」 (H29年度～H34年度) 現状値：県民残存歯調査（H27） 60歳（55～64歳）の割合 目標値：新たに指標を設定。前回調査と比べ減少傾向にあることから現状維持を目指す。
3歳児の不正咬合等認められる児の割合	%	20.7	20.7 (維持)	「第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画」 (H29年度～H34年度) 現状値：島根県母子保健集計システム（H27） 目標値：新たに指標を設定。近年増加傾向にありこれ以上増やさないことを目指す。

(目標5) 学校や地域における地場産物の使用を推進する

指	標	現状値	目標値	現状値データ根拠
学校給食における県内産食材の活用割合	%	51.0	63	「島根県地産地消促進計画」(H27年度～H31年度) 現状値：H25年度学校給食の食材仕入れ状況等調査 目標値：H31年度
地産地消に積極的に取り組む食品量販店舗数	店舗	0	50	「島根県地産地消促進計画」(H27年度～H31年度) 県産品を扱う専門コーナーの常設など、県が認証した地産地消に積極的に取り組む食品量販店舗数 現状値：H26年度 目標値：H31年度

(目標6) 食に関する体験の場を増やす

指	標	現状値	目標値	現状値データ根拠
関係機関・団体における食育体験活動の回数	回	13,860	(増やす)	食育・食の安全推進協議会構成団体からの実績報告 *食生活改善推進協議会は活動記録から 現状値：H27年度

(目標7) 食品衛生知識の着実な普及を図る

指	標	現状値	目標値	現状値データ根拠
テレビスポット等配信数	数	67	70	「食の安全安心確保に係るアクションプラン」(第4期) 現状値：H26年度
講習会等参加者数	人	1,588	1,600	

(目標8) 家族や友人などと食卓を囲む

指 標			現状値	目標値	現状値データ根拠
週に一度は家族そろって食卓を囲む人の割合	男	%	77.3	増やす	現状値：H28年度島根県健康調査（健康推進課）週に一度は家族そろって食卓を囲む「はい」の割合 目標値：第二次計画では指標を設定していないが、新たに指標を設定。比較データがないため、増加を目標とする。
	女		82.4		
食事をともにする家族や友人がいる人の割合	男	%	87.1	増やす	現状値：H28年度島根県健康調査（健康推進課）「食事をともにする家族や友人がいる」の割合 目標値：第二次計画では指標を設定していないが、新たに指標を設定。H22年度調査結果と比較すると、2%未満の増加で微増であったため「増やす」を目標とした。
	女		90.9		

IV しまねの食育の推進施策

1 重点施策

- ①生涯にわたる食育を推進し、特に若い世代（高校生、大学生、子育て中の親世代を含む20～30歳代）への食育が進むよう努めます。
- ②県民の身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進します。
- ③食育活動への県民の主体的な参加や、関係団体の連携・協力などによって形成される地域力を生かし、多様な暮らしに対応し、また環境にも配慮した食育の充実に努めます。

2 個別の施策

(1) 家庭における食育の推進

- ・一日の始まりである朝食をしっかりと食べることは、生活リズムを整え、健全な食習慣につながります。
- ・早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠、歯と口腔のケア等を生活習慣として定着させるためには、家庭への働きかけが重要です。
- ・生活リズムの改善や、望ましい食習慣の確立のため、家族ぐるみで食に関する理解を深め、意識の向上を図る等家庭における食育の実践を支援する取組を推進します。
- ・育児（未就学児）をしている女性の有業率は全国で最も高く、その上、育児をしている共働き世帯での家事分担の比重が女性の方が重い状況にあります。そのため、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育て支援や男性の育児参加を促し、家庭での食育を推進するための環境づくりを支援します。

① 子どもの基本的な生活リズムと望ましい食習慣の形成を図る

- ・起床、就寝、食事、遊びや運動、メディア接触、歯と口腔の健康づくりについて、ライフステージに沿った保健指導や情報提供を行います。
- ・保育所、幼稚園、学校、地域の関係団体等が連携し、楽しく気軽に学べる体験学習や活動の機会を設けます。
- ・家族が食卓を囲んでともに食事をとることで、食べる楽しさをともに体験し、家族

とのコミュニケーションを図ることの大切さの啓発をあらゆる食育活動にあわせて行います。

② 「食育月間」「食育の日」「しまね家庭の日」を普及する

- ・食育について考える契機とするため、「食育月間」、「食育の日」に啓発活動を積極的に展開します。
- ・食育月間や食育の日に併せて、学校や保育所等、農林漁業者、食に関するボランティア、食品関連事業者などの様々な関係団体・機関や行政が、イベント等の啓発活動を行います。
- ・毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」を普及・啓発し、家族の団らんや地域でのコミュニケーションを通して、食を育む契機とします。

③ 妊産婦の望ましい食習慣を確立する

- ・妊娠期、授乳期における望ましい食生活に向けた啓発を継続して行います。
- ・引き続き、市町村や医療機関で実施されている妊産婦に対する健康診査や妊婦教室やパパママ教室などの場を通じ、妊娠期、授乳期の食生活について啓発を行います。

④ 青年期の健康的な食生活の実践に取り組む

- ・青年期は、進学や就職などで食生活の自立をしていく時期でもあり、健康的な食生活を実践するための支援が必要です。食生活の自立に向け、体験を通じた啓発活動を行います。
- ・進学や就職を迎える時期にあわせ、調理等の体験をする機会の提供やホームページなどを活用した情報発信を行います。

⑤ ワーク・ライフ・バランスを推進する（家庭での食育を推進するための環境づくり）

- ・働き方を見直し、個人生活の充実につながるよう県民や企業、団体への広報・啓発活動を行います。
- ・企業による従業員への子育て支援や男性の育児参加を促進するため、キャンペーン等の取組を進めます。
- ・従業員の子育てを積極的に支援する企業を認定する「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）事業」や部下の子育てを積極的に応援・マネジメントする管理職（イクボス）の表彰により、企業による取組を推進します。
- ・企業向けセミナー等を通じて、子育てしながら安心して働き続けることができる職場環境の整備を進めます。

(2) 保育所、幼稚園、学校等における食育の推進

- ・子どもが望ましい食習慣を身につけ、生きる力を育むため、保育所、幼稚園、学校等で食に関する知識の習得と様々な体験学習や活動を多く設け、食に関する実践力をつけることが大切です。

① 保育所保育指針に基づき、保育の一環として食育を位置付け、推進を図る

- ・各保育所において、子どもたちが食育活動をとおして食に関心を持ち、健康な食の実践を身につけられるよう、食育計画の実施については定期的に評価を行い、改善

に努めます。

- ・食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の心身の状態等に応じ、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に、適切な給食を提供します。栄養士が配置されている保育所にあつては専門性を生かした対応を行い、配置されていない保育所にあつては、調理員等が研修会などを活用して必要な知識を身につけます。
- ・県においては、保育所監査等を通じ、各保育所における食育の取組状況を確認するとともに、「保育所保育指針」及び「保育所における食育に関する指針」に基づいた食育の実践が行われるよう、指導・助言を行います。

② 調理担当者等の資質の向上を図る

- ・乳幼児に必要な食事の量と質、食物アレルギー対応、衛生管理、食育など、保育所給食の実施にあつて必要な知識の習得を目的として研修を実施し、調理担当者等の資質の向上を図ります。
- ・給食関係者の研修会において、「衛生管理」のほか、「和食のよさ」「和食調理」の普及啓発に努め、担当者の資質の向上とともに、給食管理及び給食内容の充実を図ります。

③ 栄養教諭等を中心とした食育推進体制の充実を図る

- ・校内における食育担当者を校務分掌に明記し、栄養教諭等を中心とした食育推進委員会等の組織を充実させ、教職員間や家庭、地域と連携した食育を推進します。
- ・食育担当者が集まり、各学校の食育の取組についての情報交換や食育に関する取組を企画する地域食育推進検討委員会等の組織づくりを進めます。

④ 子どもの発達の段階に応じた食育の推進を図る

- ・保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において、食育に関して身につけるべき内容を整理した「すこやかしまねっこ」（食に関する指導の指針）に基づいて、各学校等の実態や発達の段階に応じた具体的な目標を設定します。その目標を食に関する指導の全体計画・年間指導計画に位置づけるとともに全体計画の評価を実施し、全校体制での効果的な食育の推進を図ります。
- ・食育の機会が確保しにくい中学校・高等学校において、「中学校版食育教材」「高等学校版食育教材」を活用した食育を推進します。

⑤ 食に関する指導の授業の充実を図る

- ・各学校が、食に関する指導の全体計画・年間指導計画をもとに教育活動全体を通して計画的・継続的に食に関する指導に取り組みます。

⑥ 食育を通じた健康状態の改善等の推進を図る

- ・栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、保護者等と連携して、子どもに、心身の健康状態の改善等に必要な知識を身につけさせるとともに、その知識を実践化できるような取組を推進します。
- ・食物アレルギー等食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

⑦ **食べるために必要な口腔機能について、健康教育を通じて理解を深める**

- ・年齢に応じた口腔機能の発達が、味わって食べることや生活習慣病の予防につながることにについての知識を身につけさせるなど、食育の観点から口腔機能に関する教育を進めます。そのため、子どもの口腔機能の問題の把握に努めるとともに、幼稚園、保育所、学校と一貫して、学校歯科医との連携を図り、よく噛んで食べること等、歯と口腔機能の重要性についての情報を家庭、地域等に発信するとともに、実践化への働きかけを継続的に行います。
- ・「歯と口の健康週間」「いい歯の日」等を中心に、学校給食メニューにしっかり噛んで食べることを意識した食材等を取り入れ、学校給食を「生きた教材」とした食育を推進します。

⑧ **生きた教材として地場産物を活用した給食の実施促進に努める**

- ・学校や幼稚園、保育所の給食の食材に地場産物を活用することにより、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々に感謝する心を育成します。また、地域の郷土料理や伝統料理、行事食等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れることにより、地域の自然や環境、食文化への理解を深めるとともに、ふるさとを愛し、誇りをもつ、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。
- ・学校においては、6月と11月の「しまね・ふるさと給食月間」において、学校における食育の取組の強化と学校給食における地場産物の活用割合の一層の向上を図ります。
- ・関係部局・機関と連携し、地場産物の活用を支援します。

⑨ **地場産物を味わうことや、地域に根ざした農林漁業体験を通じて、楽しみながら、食の大切さへの子どもたちの理解を促す**

- ・給食等を通じて子どもたちが地場産物を味わうことで、島根の農林水産物やその生産現場への理解を深め、生産者とのつながりが強まるよう、生産・加工・流通等の幅広い関係者が連携した供給体制をつくっていきます。また、安定的に地場産物が利用されるよう、地域の実情に即した取引条件の設定を働きかけていきます。
- ・給食で使用される魚や野菜などの特徴を学んだり、収穫を体験するなどの出前講座⁴⁾等を実施します。

活動実践例

学校においては、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づき、教育活動全体を通して計画的・継続的に食育を行っています。

松江市立玉湯小学校・玉湯中学校では、文部科学省「スーパー食育スクール事業」で「食とスポーツ」をテーマに、早稲田大学・島根大学と連携して体力向上を目指した食育に取り組みました。

楽しく体を動かすきっかけをつくるために、島根大学と連携して「SSSダンス」を考案し、ダンスを通じた体力づくりに取り組みました。



島根大学生考案・指導



早稲田大学スポーツ科学学術院 田口素子教授からオリンピック選手の食事をお手本に、バランスよく食べることの大切さについて学びました。

「みそ・みそ汁」にテーマを絞った食育を進めました。



<地域の方を講師とした
みそ作り>

<手作りみそを使った
家庭科の調理実習>



<学校給食での
みそ汁週間>

具だくさんみそ汁 パート1 ～目指せ70g!～					
具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁
具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁
具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁	具だくさんみそ汁

「野菜の摂取量が少ない」という現状の改善を目指して、70g以上の具を入れた「具だくさんみそ汁」を家庭に提案するとともに、チャレンジ週間を設け、みそ汁摂取率の向上を図りました。

早稲田大学スポーツ科学学術院提供

この取組内容・成果を県内の学校等に周知し、より一層の食育の推進を図ります。

活動実践例

県では、農林水産業・農山漁村への理解を深めるため、関係者と連携して保育所、幼稚園、学校等での出前講座を実施しています。

酪農家、関係団体及び県で構成する島根県牛乳消費拡大運動実行委員会では、牛乳・乳製品を身近に感じてもらうため、県内の保育所や幼稚園において酪農・牛乳をテーマとした出前講座を実施しています。親子で酪農家のお話や紙芝居を聞いたり、乳搾りやバター作りなどを体験して、酪農や牛乳に親しみをもちってもらうことで、県内産牛乳や乳製品の理解を深める活動を行っています。



〈牛乳についての紙芝居〉



〈模擬搾乳体験〉

邑智郡内の菌床しいたけ生産者と関係機関からなる邑智郡菌床しいたけ分科会では、邑智郡内の小学校等へ出向き、しいたけの良さを伝える食育活動に取り組んでいます。この取り組みを通じて、子供たちはしいたけ栽培の仕組みや栄養、美味しさなどについての認識を深めています。



〈小学校での出前講座〉



〈しいたけを使った調理実習〉

水産業普及員室では、地元の水産業への知識や関心を深めるため、小中学生を対象に出前講座を開催しています。また、栄養教諭と連携しながら、魚の栄養や食べ方について学習するとともに、地元で漁獲された魚を給食で丸ごと一尾提供する取組を行っています。普段は魚を苦手としている生徒も「美味しい」、「食べやすい」と喜んで食べ、ほぼ全員が完食します。今後も学校給食等で地元水産物をより多く活用できる仕組みづくりを進めていきます。



〈三隅小学校での給食の様子〉



〈尾頭付きマアジの塩焼き〉

(3) 地域における食育の推進

【望ましい食生活を実践するための食育の推進】

- ・核家族（夫婦と子ども、ひとり親と子ども等）や一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯が増えていることから、多様な暮らし方に対応した効果的な情報発信を行い、地域全体で食育を推進し、県民一人一人の健全な食生活の実践を支援することが大切です。
- ・食に関する体験を促進し、食に対する関心と理解が深まるよう支援します。
- ・身近な場所で、地域の専門職種や食のボランティア等のマンパワーを生かした啓発活動を展開します。

① 食育を推進するボランティア等の活動を支援する

- ・食育の取組は地域に密着して推進していくことが重要です。
従来から地域に根ざした食育活動を実践している食生活改善推進員をはじめとするボランティアの活動は引き続き重要であることから、取組が継続かつ活性化されるよう支援していきます。

② 専門知識を有する人材の育成・活用を促す

- ・地域における食育活動の充実・強化を図るため、引き続き管理栄養士、栄養士、調理師等の人材育成を行います。
- ・県や市町村に配置されている管理栄養士や栄養士を対象にした食育推進研修会を継続します。
- ・調理師を対象にした調理師食育研修会を関係団体と連携して実施します。

③ 若い世代への体験型啓発を推進する

- ・若い世代は朝食の欠食や野菜の摂取不足等、他の世代よりも食生活について課題が多いことから、高校生、大学生、20歳代、30歳代の若い世代、子育て中の親世代を対象にし、朝食や野菜の摂取等の啓発を継続します。
- ・若い世代が食に関する知識と意識を高め、実践につなげるためには、インターネットやマスコミ等を通じた情報発信のほか、若い世代が利用しやすい場所やツールを活用した取組が必要です。
スーパー等地域の身近な場所で、食材の選び方や食べ方、調理の仕方等「見る・食べる・作る」体験を通じた食に関する啓発活動を全県的に展開します。

④ 事業所（職場）における食育の推進を図る

- ・青壮年期における生活習慣病予防は非常に重要であるため、事業所における健康づくりの意識を高め、その健康づくりの一環として食に関する知識の普及を図ります。
- ・事業所への出前講座を行い、食に関する知識の普及や食生活の改善を図ります。
- ・食育の取組を実施している事業所の事例を広く周知し、事業所における食育を波及させます。

- ⑤ **健康づくり応援店や特定給食施設等における栄養や健康に関する情報発信を推進する**
- ・主に飲食店が登録している健康づくり応援店⁵⁾や特定多数の人が利用する特定給食施設⁶⁾は、県民の身近な場所の一つであり貴重な啓発の場です。
健康づくり応援店（飲食店等）や特定給食施設等における栄養や健康に関する情報発信を継続して推進します。
- ⑥ **食文化の継承のための活動を推進する**
- ・その土地でできた食材を使い独自の料理方法で作られ、食べ継がれてきた地域の郷土料理や伝統食を作る体験、食べる体験を通じた食文化への理解と情報の収集と発信による普及を図ります。
 - ・食生活改善推進員等のボランティアや調理師などが実施する郷土料理や伝統食を取り入れた料理教室や体験学習を通じ、地域の食文化への理解促進を図ります。
 - ・地域の郷土料理や伝統食について情報収集を行い、ホームページ等で情報発信を行います。
- ⑦ **健康づくりや生活習慣病の予防や改善のための食生活改善の実践を支援する**
- ・健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進することによる健康寿命の延伸に向け、減塩や適正体重の維持等の食生活改善の取組は重要であり、主食、主菜、副菜をそろえたうす味の食事（健康な食）を実践できるよう引き続き支援を行います。
 - ・主食、主菜、副菜をそろえたうす味の食事（健康な食）について、具体的にイメージできるよう、イベントや啓発媒体等を活用した啓発活動を行います。
 - ・市町村等が行っている保健指導等にあわせ、一人一人の健康状態に応じた管理栄養士等による栄養指導・食事指導の充実を図ります。
 - ・よく噛んでおいしく食べることは、健全な食生活を行うためには不可欠であることから、歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。
 - ・8020運動⁷⁾や噛ミング30（カミング30）⁸⁾の推進を通じ、子どもから高齢者までの年代に応じた食べ方、誤嚥防止等安全な食べ方について、関係機関の協力のもと、歯科保健分野における啓発活動を行います。
- ⑧ **「食生活指針」等の活用促進、県民への普及啓発を図る**
- ・「食生活指針」⁹⁾やその食生活指針を具体的な行動に結びつけるために策定された「食事バランスガイド」を活用し、イベントや保健所等の健康づくりに関する事業等で情報提供をしています。
 - ・引き続き、「食生活指針」等を活用した、望ましい食生活についての啓発を行います。
- ⑨ **高齢者に対する食育の推進を図る**
- ・高齢者のみの夫婦世帯や一人暮らし世帯では、食事が簡素化しやすく、偏った食事になり、低栄養になる傾向にあります。低栄養を予防するため、高齢者、特に男性が食生活を自活できる能力を高める取組や、地域で共食の機会を作るなど孤食を防ぐ取組を行います。
 - ・高齢期に入る前の60歳代前半までの年代へ、健康づくり事業への参加促進を図ります。

⑩ 多様な暮らしに対応した食育の推進を図る

・家族形態やライフスタイルの多様化に応じて、子どもだけで食事をする「孤食」等食の課題も多様化していることから、生活状況に配慮した取組が必要です。地域の居場所を共食や団らんの場としていく取組もその一つです。

地域の居場所において食育の理解と実践を促すための情報提供や食に関する活動の推進を図ります。

活動実践例

県では、平成27年度から、まちの食育ステーション事業として、スーパーと連携した取組を行っています。地元のスーパーを食の情報発信、実践のための拠点とし、毎月19日「食育の日」にあわせて、健康な食（主食・主菜・副菜を組み合わせ、塩分を控えたうす味の食事）の啓発を圏域毎に行っています。調理の実演や試食の提供等の体験型啓発活動は、食生活改善推進員の協力を得て、行っています。



(スーパーのチラシでの告知の一例)

活動実践例

県では、若い世代の食への関心を高め、実践行動につなげるきっかけづくりを目的に、平成27年度から毎年2、3か所の高等学校や大学等で学生を対象に朝食の調理体験教室を実施しています。

専門知識を有する管理栄養士や栄養士、調理師が講師となり、朝食についての講話や朝食の調理実習を行っています。また、調理実習では、地元の食生活改善推進員等の食のボランティアが、野菜の切り方をアドバイスする等、調理サポートをしています。



【食品に関する知識習得のための取組】

- ・消費者の「食」への関心が高まる中、安全で良質な農林水産物を供給する取組への理解を促進していく必要があります。
- ・食料の大半を輸入に頼る一方で食べられる食料を大量に捨てていることから、食べ物をもっと無駄なく大切に消費し、循環型社会を推進するための意識を醸成する必要があります。

⑪ 食品ロス削減を目指した運動を展開する

- ・食品ロス削減等を考える「より良い社会の発展のために積極的に行動する消費者の育成」を行うための消費者教育を推進します。
- ・食べ残しなどの食品ロスを減らす取組として、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」等を推進し、2R¹⁰⁾の推進強化を進めます。
- ・国や市町村と連携しつつ、食品ロス削減に関する取組や成果の情報共有および情報発信を図っていきます。

⑫ 消費者に信頼される農林水産物の普及・啓発を図る

- ・「美味しまね認証²⁾」及びGAP¹⁾の取組への理解を促進するため、高度な生産工程管理の実態や認証産品についてマスメディアなどを活用したPRを展開します。
- ・「環境を守る農業宣言¹¹⁾」の活用や、販売事業者への有機農産物コーナー等設置の働きかけを通じ、有機農業¹²⁾をはじめとした環境保全型農業¹³⁾などが、消費者や販売事業者に認知されるよう取り組みます。

⑬ 食品表示・衛生知識等の普及啓発を図る

- ・家庭内は飲食店に次いで食中毒の発生が多く、またリスクの高い食肉の生食が依然として好まれる傾向があります。食品表示を含め食品の安全性に関する正しい知識を持って、消費者が自ら判断できるように、引き続き普及啓発を図ります。
- ・テレビスポットCMやホームページ等を通じ、食品の安全性に関する知識等について消費者へ周知を図ります。
- ・関係部局や市町村等と連携し、消費者に対して講習会等により食中毒予防や食品表示等について啓発活動を行います。

【生産物、生産者に対する消費者理解促進のための取組】

- ・県民一人一人が小さい頃から、島根県の豊かな自然の中で育まれた農林水産物やその加工品を主体的に選び、買い、食べる行動を実践することにより、農林水産業・農山漁村の持つ様々な役割を社会全体で理解し、守り育てていくことが重要です。

⑭ 都市と農山漁村の共生・対流¹⁴⁾を促進する

- ・農山漁村での生活体験や宿泊体験を通じて、島根県の自然、風土、歴史、文化等に触れることで、都市住民と地域住民の交流を促進し、農山漁村への理解を図る「しまね田舎ツーリズム」¹⁵⁾の取組を推進しています。
- ポータルサイトや情報誌を通じた発信や誘客促進に加えて、近年は修学旅行や大学のゼミ合宿等で、農山漁村体験を活用する動きもみられることから、団体客層の更なる誘致による一層の交流人口の拡大を図ります。

⑮ 農林水産業、農山漁村の情報発信などを行う

- ・農林水産業・農山漁村のもつ様々な役割や、鳥根県産農林水産物に対する県民の理解を促進するため、生産現場の状況、生産者の取組、販売先、イベントの開催など食に関する情報を様々な媒体や機会を通じて広く発信していきます。
- ・生産現場等の実態をより深く知ってもらうために地域住民を対象とした現地見学会などの消費者交流や田んぼの生き物調査などの体験活動等を促進します。これらの取組にあたっては、食育推進組織と農林水産関係部局が連携して推進します。

⑯ 地元農林水産物の利用及び提供の拡大等を通じて理解を促す

- ・県民が鳥根県産農林水産物やその加工品を購入できる機会を増やすため、直売施設等においては消費者ニーズを反映させた魅力ある店舗づくりを促進し、地元産品を安定的に提供します。
- ・より身近な場所で地元産品を購入・消費できるよう、「しまね地産地消推進店¹⁶⁾」や「しまね故郷料理店¹⁷⁾」を通じて利用拡大を促進します。

活動実践例

近年、乳幼児期の食の大切さを意識し、地域内の有機農産物を使った給食に取り組む保育園等が増えています。園長・保育士・調理師のみなさんが、取引先の有機農家で農作業を体験したり、県内で先進的に取り組まれている保育園の話を知る講習会も開催されています。県は、これら交流会や講習会の開催を関係機関と支援しながら、有機農産物の生産・消費拡大にも取り組んでいます。



【食品の安全・安心に対する取組】

- ・食品の安全性が県民の健康と健全な食生活の根本ですが、食品の提供者が万全を期すだけでなく、食品を消費する県民も、食に関する知識と理解を深め、自分の食生活について自ら判断し、選択していくことが必要です。
- ・県民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、行政や関係団体、県民等との間の情報・意見交換が積極的に行われ、食品関連事業者からも積極的に情報が提供されるよう施策を講じます。

⑰ **食品の安全性についてのリスクコミュニケーションを積極的に実施する**

- ・リスクコミュニケーション¹⁸⁾を積極的に実施し、関係者間の情報の共有化を図るとともに相互理解を深めることにより、食品の安全性を確保するための施策や取組が効果的かつ円滑に行われるようにします。
- ・食品衛生月間などの様々な機会を捉えて、意見交換会型や体験型、講習会型など、食中毒を予防するための知識の発信や食品の安全性を確保するための相互議論を進めていきます。

⑱ **食品関連事業者等における食育の推進を図る**

- ・食品関連事業者等が健康に配慮した食品を提供する際には、当該事業者等が責任をもって県民に適切な情報提供を行う必要があります。食品表示法¹⁹⁾に基づき減塩などの表示を適正に行うことにより、事業者等が適切に情報提供できるよう助言・支援を行います。
- ・衛生講習会等を通じ、食品関連事業者等に対して適正な食品表示の作成について助言・支援を行います。

(4) 関係機関・団体等の連携による食育の推進

- ・これまで、島根県食育・食の安全推進協議会や、圏域や市町村単位で食育ネットワーク会議等を開催し、関係機関・団体相互の情報交換及び意見交換を行いながら、食育に関するイベント等の取組を関係団体・機関が連携して実施してきました。
- 引き続き、島根県食育・食の安全推進協議会や、圏域食育ネットワーク会議、圏域健康長寿しまね推進会議で連携・協力体制を構築しながら、学校や保育所等、農林漁業者、食に関するボランティア、食品関連事業者、行政など様々な関係団体・機関による横断的な食育活動を推進します。

V 関係機関・団体等の役割

1 家庭の役割

- 規則正しい生活リズムを身につけます。
- 料理体験等、子どもが実践できる環境づくりに努めます。
- 家族そろって望ましい食習慣（食事のマナー、あいさつを含む）を身につけます。
- 少なくとも週に一度は家族そろって楽しく食卓を囲みます。
- 地域の食育の取組に参加し、食に関する正しい知識を身につけます。

2 保育所、幼稚園、学校等教育関係機関の役割

- 保育所では、保育の一環として食育を位置づけ、食育計画を作成して、各保育所の創意工夫により推進します。
- 学校等においては、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、関連する教科等をはじめとして、教育活動全体で食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心に、家庭・地域と連携した食に関する指導等を行います。
- 地場産物を活用した給食の提供に努めます。
- 教職員等の食育への意識改革と指導力向上を図るために、教職員等研修の充実に努めます。
- 子どもの成長に応じた食の自立に向け、支援します。
- 給食を教材に、食育の実践、郷土料理・伝統食の伝承に努めます。
- 食に関して幅広く体験でき、学ぶことができる環境づくりに努めます。

3 公民館等社会教育施設の役割

- 世代間交流により郷土食等食文化の継承や自然体験等を進めます。
- 食料資源の有効活用等環境を考慮した取組を進めます。
- 食や健康について誰もが気軽に相談できる場、互いに相談しあえるコミュニケーションの場づくりに努めます。
- 食や健康についての情報発信の場づくりに努めます。

4 生産者を含む食品関連業者の役割

- 保育所、学校等と連携し、農林漁業や食品の製造・加工・流通に関する様々な体験や見学の機会を提供するよう努めます。
- 生産者と消費者の交流等に取り組みます。
- 安全、安心な食品の提供に努めます。
- 島根県の農林水産物等の安全性や品質の高さのPRを積極的に行い、地産地消を推進します。
- 食品表示に関し、適切な情報提供を行います。
- 飲食店等におけるメニューの栄養成分表示等食に関する分かりやすい情報提供を行います。

5 事業所の役割

- 従業員の健康管理、健康づくりに努めます。
- 従業員とその家族に健康や食に関する情報発信を行うよう努めます。

6 ボランティアの役割

- 地域に根付いた食文化の継承に努めます。
- 食に関する様々な体験の場を提供します。
- 学校、公民館等関係機関と連携し、より効率的な活動を進めます。
- 親子料理教室等を通じて食生活改善活動に取り組みます。

7 行政の役割（県、市町村）

- 鳥根県食育推進計画及び市町村食育推進計画に基づき、食育の推進を図ります。
- 県及び圏域において、関係機関・関係団体間でのネットワークづくりを進め、島根らしい食育活動を促進します。
- 毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」、毎月第3週の金曜日・土曜日・日曜日の「しまね・ふるさと食の日」、6月・11月の「しまね・ふるさと給食月間」にあわせ食育の周知を図るとともに、関係機関・団体等と協力して食育の推進に取り組みます。

Ⅵ 計画の推進体制とフォローアップ

1 県における推進体制

庁内に設置している「鳥根県食育・食の安全推進会議」を主体に、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。

2 食育の推進母体

関係機関・団体からなる「鳥根県食育・食の安全推進協議会」を食育の推進母体として、県民及び諸団体のニーズを把握し、本計画の円滑な推進を図ります。

推進にあたっては、鳥根県食育・食の安全推進協議会と健康長寿しまね推進会議、青少年育成鳥根県民会議等他の既存協議会との連携を図ります。

3 地域における推進体制

地域における食育を推進するためには、各圏域では食育ネットワーク会議や圏域健康長寿しまね推進会議食の分科会等で情報を共有し、連携をもとに実践を図ります。

また、市町村においては、各市町村で策定した食育推進計画に基づき、食育推進体制の構築、強化を図り、食育の取組の充実を図ります。

4 フォローアップ

各関係機関・団体等の行動計画を作成する等具体的な推進を図るほか、計画の進捗状況を客観的に把握できる指標を用いて施策の評価を行い、これを踏まえ施策の見直しと改善に努めます。

<本文中の用語の解説>

1) GAP

Good Agricultural Practiceの略。「農業生産工程管理」と意識され、農産物の安全、作業従事者の安全、良好な環境の保全を達成するために、適切な農業生産活動を行うことです。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

2) ^{おい}美味しまね認証

「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の通称。島根県で生産される農林水産物で、「安全でおいしい」を兼ね備えた産品を生産する生産者・生産方法を知事が認証する制度です。島根県独自の認証基準に基づき、第三者機関が認証の可否を審査。認証されると、生産者は認証マークを使用することができます。

3) 島根県エコロジー農産物

エコファーマー（持続農業法に基づき、環境にやさしい農業に取り組む計画を立て、知事の認定を受けて目標達成に向けてがんばっている農業者の愛称）が、土づくりを行い、化学合成農薬と化学肥料を標準的な使用量の半分以下で栽培した農産物で、知事の推奨を受けた環境にやさしい農産物のことです。

4) 出前講座

島根県の豊かな自然やそれらに支えられている農林水産業の魅力などについて、県職員が自ら出向いて説明などを行う講座です。

5) 健康づくり応援店

飲食店等で提供している料理の栄養成分や栄養情報等を表示する店のことです。

6) 特定給食施設

特定多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設のことです。健康増進法により、特定給食施設の設置者は所在地知事に届出をしなければならないことになっており、また、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならないとされています。

7) ^{はちまるにいまる}8020運動

平成元年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われていています。そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。

8) ^{かみんぐさんまる}噛ミング30（カミング30）

食育を推進する一助として、一口30回以上噛むことを目標とした取組のことです。「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」報告書（H21.7月厚生労働省）「歯・口の健康と食育～噛ミング30（カミングサンマル）」で、食育の今後の方向性が示されています。

9) 食生活指針

一人一人の健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保などを図ることを目的に、10の視点から望ましい食生活のあり方を示したものです。平成12年3月に作成され、平成28年6月に文部科学省、厚生労働省、農林水産省により改定されました。

10) 2R（ツール）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用の二つの頭文字をとったもの。国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会経済システムをめざすとしています。

11) 環境を守る農業宣言

農業者が環境負荷軽減に寄与する農法に取り組むことを宣言し、その実践に努めるとともに、消費者等においてもそれを支持する宣言を行い、環境にやさしい農業の推進と県土の保全について共通認識に立つことにより、県民挙げて「環境農業」の推進を図ることを目指した取組です。

【宣言の状況（平成28年10月現在）】

☆消費者の方……3,060件、☆農業者の方……647件、☆企業・学校等……139件

12) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことと遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業をいいます。

13) 環境保全型農業

自然生態系の物質循環機能などを活かし、生産性の向上を図りながら、環境への負荷軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

14) 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組です。

15) しまね田舎ツーリズム

農山漁村での生活体験等を通じて地元の人々と交流し、地域の自然や文化、暮らしに触れる取組です。

16) しまね地産地消推進店

県産品を扱う専門コーナーの常設など、地産地消に積極的に取組む食品量販店を「しまね地産地消推進店」として県が認証しています。

平成28年9月現在、県内に33店舗。

17) しまね故郷料理店

県が、県内の食材や郷土料理を提供し、地産地消に積極的に取り組む飲食店や旅館等を「しまね故郷料理店」として認証しています。平成28年9月現在、県内に170店舗。

18) リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換しようというもの。「リスク」とは損失や危害の生じる可能性または確率及びその大きさのこと。わが国では、平成15（2003）年の食品安全基本法制定、食品衛生法改正時にこの考え方が取り入れられました。

19) 食品表示法

販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及びJAS法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする法律です。平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

<参考文献>

- ・平成27年度食育推進施策（食育白書）
- ・第3次食育推進基本計画参考資料集（平成28年3月）
- ・島根県公立小・中・高等学校児童生徒の体力・運動能力等調査報告書（島根県教育委員会）
- ・平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）
- ・学校保健統計（学校保健統計調査報告書）（文部科学省）
- ・島根県学校保健統計調査資料（島根県教育委員会・島根県養護教諭研究連絡協議会）

<参考資料>

- ・ 食育基本法
- ・ 食生活指針
- ・ 島根県地産地消促進計画（ポイント）
- ・ 「すこやかしまねっこ」（島根県教育委員会）
- ・ 島根県食育・食の安全推進会議設置要綱
- ・ 島根県食育・食の安全推進協議会設置要綱

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正:平成二十一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の

多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を

明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等を行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適

切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う

食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を

生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

食生活指針

食生活指針	食生活指針の実践
<p>食事を楽しみましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。 ・ おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。 ・ 家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。
<p>1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝食で、いきいきした1日を始めましょう。 ・ 夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。 ・ 飲酒はほどほどにしましょう。
<p>適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。 ・ 普段から意識して身体を動かすようにしましょう。 ・ 無理な減量はやめましょう。 ・ 特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。
<p>主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な食品を組み合わせましょう。 ・ 調理方法が偏らないようにしましょう。 ・ 手作り と 外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。
<p>ごはんなどの穀類をしっかりと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。 ・ 日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。
<p>野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。 ・ 牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

食生活指針	食生活指針の実践
<p data-bbox="145 331 683 432">食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。</p> <p data-bbox="145 768 683 869">日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。</p> <p data-bbox="145 1126 683 1227">食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。</p> <p data-bbox="145 1361 683 1462">「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満とされています。 ・動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。 ・栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。 ・「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。 ・地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。 ・食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。 ・地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。 ・まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。 ・調理や保存を上手にして、食べ残しのない適量を心がけましょう。 ・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。 ・子供のころから、食生活を大切にしましょう。 ・家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。 ・家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみよう。 ・自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。

文部省決定、厚生省決定、農林水産省決定
平成 28 年 6 月一部改正

島根県地産地消促進計画<H27～H31>のポイント

「県民による地消」、「県民のための地産」
～豊かな食生活の実現と農林水産業・地域経済の活性化を目指して～

計画策定の背景等

計画の位置づけ

○「六次産業化・地産地消法」第41条に基づき「地域の農林水産物の利用の促進」についての計画とする。

○関係する計画等と連携し、効果的に推進する。

「島根県食育推進計画(第二次計画)」
「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」
「第2期しまね教育ビジョン21」 など



これまでの取組と成果

本県の地産地消の取組は、平成15年7月に、しまね地産地消推進協議会が策定した「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に実施してきた。

- ・広報誌による普及啓発
- ・直売所や学校給食へ集約する生産者組織の育成
- ・地産地消に協力する飲食店や量販店等における県産品の利用拡大
- ・「しまね牧場料理店」認証制度の創設 など

◎「県民の地産地消に対する理解の広がり」
地産地消という言葉を知っている県民の割合 93%
地産地消の意識を知っている県民の割合 77%

◎直売所及び「しまね牧場料理店」における県産品の利用拡大

・直売所数(H23)	農産物直売所	320
・しまね牧場料理店(H26.10月)	水産物直売所	10
		172

◎学校給食における地元食材の活用割合の向上
H17:35% → H25:51%

◎「六次産業化・地産地消法」
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22.12.3)
(都道府県及び市町村の促進計画)
第41条
都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

主な課題

「食」と農林水産業「を」めぐる変化

- ①消費者の食の安全・安心に対する意識の向上
- ②県民の食習慣の多様化(外食、中食の増加等)
- ③生産者の販売手法の多様化
- ④農林漁業に携わる者の高齢化

地産地消に関する意識

「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるか」などの旬の食材情報や「食」のイベントの開催情報などを分かりやすく県民へ提供

個人消費

- 消費者に選ばれられる魅力ある「商品」づくり
- 消費者が購入しやすいよう直売所や量販店等における県産品の充実

業務系消費

県内産の農林水産物を利用した加工品の拡大

観光との連携

農林水産物の観光への積極的な活用及び「食」を通じた地域の魅力発信

生産と流通

- 県内の消費需要に対応した安全・安心な農林水産物の供給
- 県産品の地域内及び地域間流通の促進(物流の改善)

推進の柱、項目、方策

【推進の柱1】「知る」～地域食材や農林水産業を「知る」～

(1)地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発

- ①旬の食材の流通情報(今、どこで、何が購入できるか等)、「食」のイベントの開催情報など地産地消に関する情報を発信
- ②地域、学校及び企業等の活動を通じて地域食材や農林水産業に関する啓発

(2)体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり

- ①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進
- ②消費者と生産者が支え合い仕組みづくり

【推進の柱2】「味わう(使う)」～県産品を「味わう(使う)」～

(1)個人(家庭)消費における利用拡大

- ①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大
- ②直売所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大

(2)給食施設における利用促進

- ①学校給食における和食献立の充実と県産品の利用促進
- ②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進

(3)観光と連携した利用拡大

- ①宿泊施設・飲食店等における県産品の利用拡大
- ②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

【推進の柱3】「伸ばす」～県産品の生産を「伸ばす」～

(1)魅力ある「商品」づくり

- ①地域の特色を活かしたより魅力ある「商品」づくり
- ②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり

(2)安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり

- ①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備
- ②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給
- ③一次加工・業務用に対応した農林水産物の供給
- ④県産品の地域内及び地域間流通の促進と提供の場づくり
- ⑤六次産業化・農商工連携による農林水産物の利用拡大

【推進の柱4】「伝える」～和食、食べる知恵、地域食文化等を「伝える」

(1)食育との連携強化

- ①島根県食育推進計画(第二次計画)及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進

(2)「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進

- ①和食文化の普及推進
- ②地域食材や郷土料理など地域食文化の継承

成果指標と数値目標(目標年度H31)

- ①県産品を優先的に購入する意識が「強くなる」県民の割合
現状:18.8% → 30.0%
- ②県内の量販店等のうち、具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む「推進店」として認証した店舗数
現状:0店舗 → 50店舗
- ③六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定数
現状:13計画 → 30計画
- ④学校給食における県内産食材の活用割合
現状:51.0% → 63.0%

推進の体制

- 計画の進行管理は、県の関係課で構成する進行管理のための会議を設置し、毎年度、実施する。また、市町村と地産地消に関する意見交換や施策調整をする場を設け、それらを進行管理に反映させる。

- 計画の進捗状況は、関係者と情報共有することにも、県のホームページに掲載する。

すこやかしまねっこ

～「食育」推進の合い言葉～

島根県教育委員会では、学校における食育を推進するために、スローガンを設定しています。このたび、「食に関する指導の手引きー第一次改訂版ー」(平成22年3月文部科学省)に示された、6つの「食に関する指導の目標」を受けて次のとおり改訂しました。このスローガンのもと、学校・家庭・地域の連携を図り、強い心と体をつくりましょう。

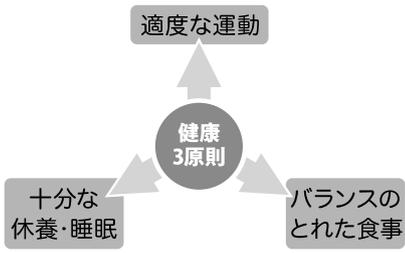


子どもの発達段階に応じた食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるためには、各教科等におけるそれぞれの食に関する指導を継続的横断的に関連付け、学校の教育活動全体で進めていく必要があります。学校長のリーダーシップのもと、関係教職員が連携・協力しながら(栄養教諭が配置されている学校は、栄養教諭が中心となって)、組織的な取組が進むことを願い、その一助となるよう本資料を作成しました。



島根県教育委員会
保健体育課健康づくり推進室

各発達段階において身に付けるべき具体的内容(例)

発達段階に応じた 目標	保育園・幼稚園		低学年	
	テーマ	望ましい食習慣の基礎をつくる		
①食事の重要性	食べ物に関心をもつ	・家族や友達と一緒に食べる。 ・楽しい話をしながら食べる。 ・食事づくりや準備にかかわって食べる。	食べ物に興味・関心をもつ	(給食の時間) ・給食に使われている食べ物に興味・関心をもつ。 ・みんなと楽しく給食を食べる。 (各教科:特別活動) ・おやつを取り方を考えることができる。
②心身の健康	いろいろな食べ物を知る	・いろいろな種類の食べ物の味を知る。 ・よくかんでゆっくり食べる(消化促進、肥満防止)。 ・食事・排便のリズムをつくる。	いろいろな食べ物に親し みをもつ	(給食の時間) ・好き嫌いなくよくかんで食べようとする。 ・身支度をきちんとし、きれいに手洗いができる。 ・よい姿勢で落ち着いて食べることができる。 (各教科:特別活動) ・健康のためにいろいろな食べ物を食べようとする意欲をもつことができる。
③食品を選択する 能力	いろいろな食べ物を食べ る	・食べたいもの、好きなものを増やす。 ・食べる意欲をはぐむ。 ・食べ物本来の味を覚えるように薄味 (塩分、糖分)で食べる。	いろいろな食べ物の名前 がわかる	(給食の時間) ・給食に使われている食品の名前がわ かる。 (各教科:特別活動、生活科) ・食品の名前や特徴を知り、食べ物へ の関心を高めることができる。
④感謝の心	食事の前後のあいさつを きちんとする	・いただきます、ごちそうさまをきちんと いう。 ・栽培や飼育、食事を通して、すべての 命を大切にすることを学ぶ。	食に関して感謝の気持ち を表現できる	(給食の時間) ・いただきます、ごちそうさまの意味がわか り、きちんとと言える。 ・給食を作ってくれた人に感謝の気持ちをも つ。 (各教科:生活科) ・学校には自分たちの生活を支えてくれるた くさんの人がいることに気づく。 ・栽培・飼育を通して、命を大切にすることを 学ぶ。
⑤社会性	基本的なマナーを知る	・家族や周囲の人の愛情を感じて食べ る。 ・食べ物を粗末にしないで残さず食べ る。 ・あいさつや簡単な作法を身につけて 食べる。 ・はしの使い方を学んで食べる。	食事の基礎的なマナーを 身に付け、友達と楽しく食 べることができる	(給食の時間) ・友達と仲良く食べる。 ・協力して食卓づくりや後片付けをす る。 ・盛りつけや配膳の決まりを守る。 (各教科:特別活動) ・正しいはしの使い方を身につけること ができる。
⑥食文化	いろいろな料理に出会う	・地域の食文化を体験し、自分の住んで いる地域への関心をもつ。	行事や季節、地域の産物 にちなんだ料理があるこ とを知る	(給食の時間) ・季節や行事にちなんだ料理があるこ とを知る。 ・自分の住んでいる地域でとれる食べ 物を知る。 (各教科:生活科) ・正月の料理を知り、四季の変化や地 域の行事に関心をもつことができる。
スローガン 「1日1時間以上からだをうごかさう」 島根県教育委員会では、しまねっ子の元気アッ プをめざした取組を推進しています。 (保健体育課学校体育・競技スポーツ振興グループ)	食の学習ノート (島根県版)		・たべものなまえをしろう ・みんなといっしょにたのしいきゅうしょく ・いまがたべごろおいしいな ・ぼく、わたしのおやつ	
		食生活学習教材 (文部科学省版)	・たのしいきゅうしょくがはじまるぞう ・きゅうしょくじまへようこそ ・どなたたべかたがよいのかな ・こめたろうのへんしん	

小学校			
中学年		高学年	
望ましい食習慣を定着させる			
楽しく食事することが心身の健康に大切なことがわかる	(給食の時間) ・健康によい食事の仕方を身に付けようとする。 ・協力し合って楽しく食事をする。 (各教科:特別活動) ・学級で給食の時間の目標を考え、みんなで達成できるよう協力することができる。	日常の食事に興味・関心をもつ	(給食の時間) ・健康には食生活が大事であることがわかる。 ・楽しく食事をする事で、人とのつながりが深まることがわかる。 (各教科:特別活動) ・朝ごはんの大切さ、1日3回、規則正しく食事をする事の大切さがわかる。
バランスよく食べることやよくかんで食べることの大切さがわかる	(給食の時間) ・健康のためにバランスよく食べることの大切さがわかる。 ・食事をよくかんで味わって食べることの大切さがわかる。 ・食品についての3つの働きがわかる。 (各教科:特別活動) ・よくかんで食べることの大切さを理解することができる。	食品の栄養的な特徴を知り、栄養のバランスのよい食事の摂取の仕方がわかる	(給食の時間) ・多くの食品を組み合わせて食べる。 (各教科:特別活動、家庭科) ・毎日バランスよく食事をする事の大切さがわかる。 ・食事が身体に及ぼす影響を理解し、望ましい食習慣を身に付けることができる。
食品の安全・衛生について大切さがわかる	(給食の時間) ・いろいろな料理の名前がわかる。 ・衛生的に給食を準備し、食事をする。 (各教科:特別活動) ・衛生的で安全な配膳や後片付けを行うことができる。	食品の安全・衛生を意識した活動ができる	(給食の時間) ・食品の安全について考える。 ・衛生的に食事の準備や後片付けを行う。 (各教科:特別活動、家庭科) ・食品の品質や調理器具などの安全や衛生に気を付けて、簡単な調理をすることができる。 ・食品の自給率等、食品の安全性を考えることができる。
食事を作ってくれた人や自然の恵みに感謝して食べることができる	(給食の時間) ・給食ができるまでの過程を知り、給食に携わる人々に感謝の気持ちをもつ。 ・食材には旬があることを知る。 (各教科:理科) ・季節によって植物の成長に違いがあることがわかる。	生産者や自然の恵みに感謝して食べることができる	(給食の時間) ・自分の食生活と食料の生産者との関連に関心をもつ。 ・自然の恵みの大切さを知り、感謝の気持ちをもって残さずに食べる。 (各教科:社会科) ・農業に携わる人々の生産の工夫や努力を知ることができる。
協力して給食の準備や後片付けなどをし、食事のマナーを考えて食べることができる	(給食の時間) ・食事の場にふさわしい会話をし、楽しく食べる。 ・協力して準備や後片付けをする。 ・当番の仕事を進んできちんと行う。 ・地域の食べ物の旬を知る。 (各教科:道徳) ・働くことの大切さを知り、進んで働くこととする意欲をもつことができる。	食事のマナーの意味を理解し、相手を思いやる気持ちをもち、楽しく食事することができる	(給食の時間) ・話題を工夫しながら会話を楽しむ。 ・食事のマナーを理解し、和やかに食べる。 ・献立に即して効率的に配膳する。 (各教科:特別活動) ・「交流給食」などの計画を立てて、主体的に活動しようとする事ができる。
行事や季節、地域の産物にちなんだ料理に興味をもち、日常の食事と関連づけて考えることができる	(給食の時間) ・各地域の行事食や伝統食を知る。 ・地域で生産されている食材がわかり、地域への関心を深める。 (各教科:社会科) ・自分たちが普段食べている県内産の食材について調べることができる。	食文化や食品の生産、流通、消費について関心を深める	(給食の時間) ・郷土食や行事食など食文化について関心を深める。 ・地域の食材を使った給食をとおして、郷土や地域への関心を深める。 (各教科:特別活動) ・食材の生産地について調べることができる。 ・生産地と消費地を結びつける運輸の働きを調べることができる。
・バランスよく食べよう ・みんなで食べよう楽しく!!おいしく!! ・食べてみよう!地域でとれる食材・食品 ・よくかんで食べよう		・朝食をしっかりとうろ ・楽しい食事をしよう ・日本の伝統的な食事を学ぼう ・1日の食事や自分の食生活について考えよう	
・1日のスタートは朝ごはんから ・すききらいしないで食べましょう ・おやつのお食べ方を考えてみましょう ・家庭や地域に伝わる料理を大切にしましょう ・自分の食生活をふり返ってみましょう		・1日のスタートは朝ごはんから ・どんな食べ方がいいのかな ・地域に伝わる料理を大切にしましょう	

発達段階に応じた 目標	中学校		高等学校	
テーマ	自立に向けた望ましい食習慣を知る		自立に向けた望ましい食習慣を確立する	
①食事の重要性	生活の中で食事が果たす役割や健康と食事のかかわりが分かる	(給食の時間) ・自分で調理して、食事の準備ができることは、健全な日常生活を支えることに気づく。 (各教科:技術・家庭科) ・外食・中食と自分の食生活とのかかわりを理解する。	生活全般の中で、自己の食生活に関心を持ち、楽しく食事をしようとする。	・健康な食生活の実践を通して、生涯にわたって明るく豊かな生活を送ろうとする態度を身に付けることができる。
②心身の健康	食品の栄養素の種類と働きを知り、栄養のバランスのとれた一日の食事を工夫することができる	(給食の時間) ・食事の時間・量・栄養のバランスを考えながら、1日3回しっかり食べるこの大切さを理解する。 ・おいしく食べるための体調管理ができる。 (各教科:特別活動・保健体育) ・過度の複身がもたらす健康への影響を考えることができる。 ・中学生期の発育の特徴を知り、生活習慣病と食習慣について理解することができる。 ・部活動や受験勉強に対応できる栄養を含めた体調管理ができる。	自分の生活や将来の課題をみつけ、望ましい食事の仕方や生活習慣を理解し、自ら健康を保持しようとする。	・食が精神面の安定にも大きく寄与していることを理解することができる。 ・生活習慣病を予防するために、「食事・運動・休養及び睡眠」の調和のとれた生活を実践することができる。
③食品を選択する能力	食品の品質を見分け、安全性等に応じて適切に選択することができる	(給食の時間) ・成長期において、栄養のバランスのとれた食事の大切さやカルシウム等の栄養素の重要性がわかる。 (各教科:技術・家庭科) ・衛生に気をつけて、基本的な調理技術を身に付ける。 ・安全・衛生管理に関する知識をもつ(食中毒、食品の保存方法、添加物、残留農薬等)。	食品に含まれている栄養素や働きを理解し、品質の良否を見分け、適切な選択ができる	・衛生に気をつけ、栄養のバランスを考えながら自分で調理することができる。 ・食品の安全性の確保は食品衛生法などに基づいて行われていることを理解することができる。
④感謝の心	食への感謝の気持ちの表れとして、食物を大切にすることができる	(給食の時間) ・食品の品質を見分け、自然の恵みの大切さを知り、感謝の気持ちをもって残さず食べる。 (各教科:特別活動・総合的な学習の時間) ・食品添加物について、自ら課題を見つけて調べることができる。 ・食生活に関わる体験活動を行ったり、話を聞いたり体験したりする。	世界の食事情から自分たちの食のあり方を意識し行動する	・食料問題を地球的及び地域的視野から追究し、それらの課題の解決にあたっては、各国の取組とともに国際協力が必要であることについて考えることができる。
⑤社会性	会食について関心を持ち、楽しい食事をとおして望ましい人間関係を築こうとする	(給食の時間) ・一般的な食事の作法を覚える。 ・マナーに気をつけ、会話を楽しみながら気持ちよく会食する。 (各教科:技術・家庭科) ・会食についての課題を持ち、計画を立てて実践することができる。	食事にふさわしい話題を選びながら和やかな雰囲気でき食事ができる	・食事にふさわしい話題を選び、多くの人々と和やかな雰囲気でき食事をする楽しさを味わうことができる。
⑥食文化	食文化や歴史と自分の食生活との関連を考えることができる	(給食の時間) ・様々な歴史、地理、政治経済的な背景から、その地域特有の食文化の由来を理解する。 (各教科:社会科・総合的な学習の時間) ・地場産物の由来を知り、調理し、味わうことができる。 ・世界には飢餓に苦しむ人々がいること、また、いろいろな食文化があることを理解することができる。	食文化や歴史と自分の食生活との関連を考え、豊かな食生活を実践できる	・世界の食事情を理解し、国際社会に関心をもつことができる。 ・日常の食事と地域に伝わる行事食や郷土料理を取り上げ、食のもつ文化的、歴史的な側面について考えることができる。
			「食に関する指導」参考資料URL一覧表 ・「食育基本法」 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO063.html ・文部科学省(学校における食育の推進・学校教育の充実のページ) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm ・「島根県食育推進計画」～島根県健康推進課～ http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/kenko/chouju_info/shokuiku/shokuiku_plan.html ・食に関する指導の手引～1次改訂版(平成22年3月) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm ・食生活学習教材 児童生徒用 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/syokuseikatsu.htm 指導者用 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1288146.htm ・全体計画・年間指導計画の例～青森県ホームページより～ http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/hoken_syokuikumanyuaru.html 学校における食育推進において一番大切なことは、児童生徒の実態を把握し、学校としての食育の目標を明確にした上で課題を解決するための教育活動を検討し、食に関する指導の全体計画を作成することです。	
	・中学生期の発育の特徴を知りましょう(1年) ・ファーストフード店やコンビニエンスストアを賢く利用しましょう(1年) ・ダイエットについて考えてみましょう(1年) ・朝食をとりましょう(1年) ・生活習慣病と食習慣について考えてみましょう(2年) ・毎日の生活を振り返ってみましょう(2年) ・間食・夜食について考えてみましょう(2年) ・スポーツのための効果的な食事について考えてみましょう(2年) ・昔の食事と今の食事を比べてみましょう(3年) ・日本の食生活のよさを知りましょう(3年) ・外国の食文化とのかかわりについて考えてみましょう(3年)			

給食の時間における指導の特徴

食に関する指導の目標 一度の実践や指導で達成されるものではありません。繰り返し行うことで理解を深め、習慣化されます。



給食の時間

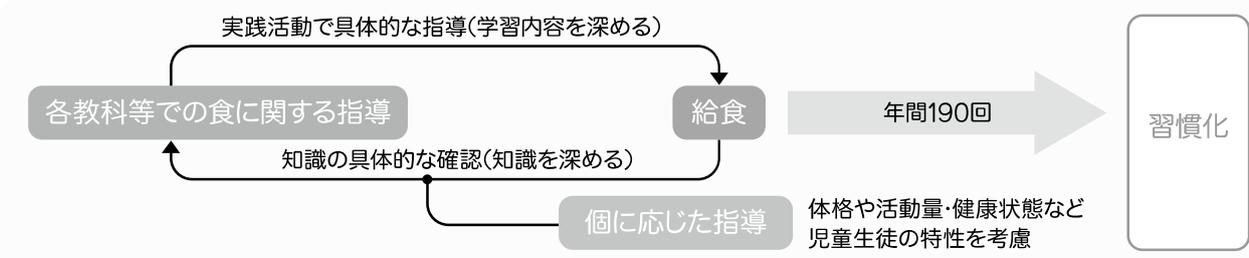
計画的・継続的な食に関する指導

学級担任は、食育における「給食指導」の重要性の認識のもとに、日々の指導を行う必要があります。

※食器やはしのもち方、並べ方、姿勢など食事のマナーなどを習得させ、和やかな給食時間に。
(衛生面に気をつけながら)



学級担任



食に関する指導の充実

教科

- [社会科]
 - ・食料生産と国民の食生活 等
- [理科]
 - ・生命・地球の分野 等
- [生活]
 - ・学校探検
 - ・野菜の栽培活動 等
- [家庭・技術・家庭]
 - ・日常の食事と調理の基礎
 - ・食生活と自立 等
- [体育・保健体育]
 - ・毎日の生活と健康・病気の予防 等

国語、算数(数学)、音楽、図画工作(美術)、外国語、外国語活動といった教科等でも食に関する指導に結びつけることは可能。例えば、国語では、目的や意図に応じて自分の考えを効果的に書く学習の際に、健康や食に関する記録文や報告文などの題材の活用 等

学校給食の時間

給食の時間における食に関する指導
食事環境の整備、配膳・片付け等給食指導の方法の統一 等

道徳

- ・主として自分自身に関すること
- ・主として自然や崇高なものとのかわりに関すること 等

総合的な学習の時間

- ・健康や食のテーマ
- ・地域の食文化 等

特別活動

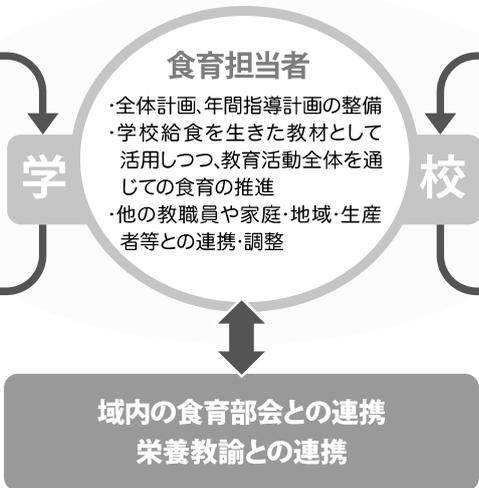
- ・食育の観点をふまえた望ましい食習慣の形成
- ・食にかかわる学校行事(例 栽培活動)
- ・委員会活動(例 給食委員会)
- ・クラブ活動(例 料理クラブ)

組織活動

- ・食育推進委員会や学校保健委員会の開催

啓発活動

- ・公開授業、保護者会、校報、給食便り、保健便り 等



～健康づくり推進室は“しまねっ子元気プラン”を推進しています。～

学校における食育の推進のために

児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身に付けさせるために、「食に関する指導の目標」が設定されました。

目標の達成に向け、家庭や地域との連携を図るとともに、継続性に配慮し、学校給食においては積極的に地場産物を活用します。また意図的に学校給食を教材として活用し、様々な教科等を関連させ、学校の教育活動全体で食に関する指導を総合的に推進していくことが必要です。

食に関する指導の目標

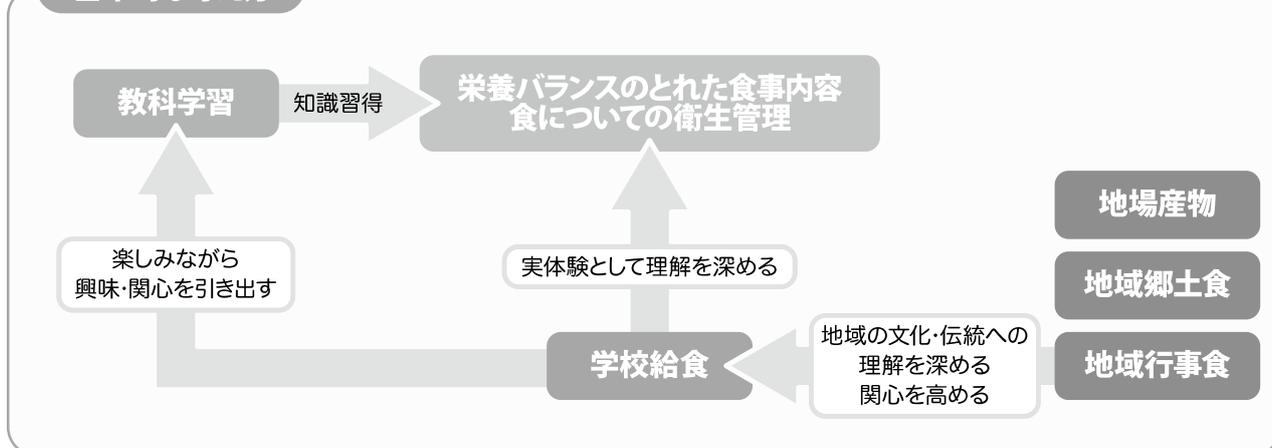
「食に関する指導の手引」(平成22年3月文部科学省)

- | | |
|------------|---|
| ①食事の重要性 | 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 |
| ②心身の健康 | 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。 |
| ③食品を選択する能力 | 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 |
| ④感謝の心 | 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。 |
| ⑤社会性 | 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 |
| ⑥食文化 | 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 |

学校給食を生きた教材として活用するために

児童生徒の興味・関心、意欲を引き出すため、その日に食べる学校給食や前日食べた給食の献立を教材として、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの授業に組み入れることで、具体的で身近な授業を展開することができます。

基本的な考え方



学校給食は、栄養豊かな食事の提供だけではなく、給食の時間をはじめとして、各教科等の時間で、食に関する指導の教材として活用されています。そして、児童生徒がおいしく、安心して食べることができるよう、また、生きた教材となるよう献立作成・衛生管理等に配慮されています。

島根県食育・食の安全推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 食育基本法及び食品安全基本法に基づき、食育及び食の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、島根県食育・食の安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること
- (2) 食育推進計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること
- (3) 食品の安全・安心確保に関すること
- (4) 食の安全安心確保に係る基本方針及びアクションプランに関すること
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、議長は、健康福祉部次長とする。

- 2 推進会議に、連絡会議を設置する。
- 3 連絡会議には、ワーキンググループ及び幹事課を設置する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、別表2に掲げる職にあるものをもって充て、食育に関する会議の議長は健康推進課長とし、食の安全に関する会議の議長は薬事衛生課長とする。

- 2 連絡会議は、次の事務を行う。
 - (1) 推進会議に付議する事項の協議
 - (2) 推進会議からの指示事項の処理
 - (3) その他推進会議の円滑な運営に必要な事務
- 3 連絡会議の会議は、議長が招集し、議長が会務を総理する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ及び幹事課)

第5条 ワーキンググループは、連絡会議を構成する関係各課の担当者をもって構成する。

- 2 ワーキンググループは次の事項について協議する。
 - (1) 食育推進計画策定に関すること

(2) 食の安全確保に係るアクションプラン等に関すること

3 ワーキンググループの会議は、事務局が必要に応じて招集する。

4 幹事課は、別表3に掲げる課をもって充て、部局内の連絡調整、ワーキンググループの議案事項の調整、幹事課会の運営を行う。

(各種計画策定委員会)

第6条 食育及び食の安全推進計画の策定にあたっては、外部団体等から構成される計画策定委員会を設置し、広く県民から意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議、ワーキンググループ会議及び幹事課会の事務局は、食育に関する事務については健康福祉部健康推進課に、食の安全に関する事務については健康福祉部薬事衛生課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第3条) 推進会議構成員

健康福祉部	次長
地域振興部	次長
環境生活部	次長
農林水産部	次長
商工労働部	次長
教育庁	教育次長

別表2(第4条) 連絡会議構成員

地域振興部	しまね暮らし推進課長
環境生活部	環境生活総務課消費とくらしの安全室長
健康福祉部	健康福祉総務課長
〃	健康推進課長
〃	子ども・子育て支援課長
〃	薬事衛生課長
農林水産部	農林水産総務課管理監(政策推進スタッフ)
〃	農産園芸課長
〃	畜産課長
〃	林業課長
〃	水産課長
農林水産部 / 商工労働部	しまねブランド推進課長
教 育 庁	保健体育課健康づくり推進室長
〃	社会教育課長

別表3(第5条) 幹事課の構成

部局名	担当課
健康福祉部	健康推進課(食育の事務局)、薬事衛生課(食の安全の事務局)
農林水産部	農林水産総務課政策推進スタッフ
教 育 庁	保健体育課健康づくり推進室

島根県食育・食の安全推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 食育の推進及び食の安全確保のためには、行政のみならず、保育所、幼稚園、学校、地域等関係者の主体的な参加と協力を得、県民運動として積極的に食育の推進及び食の安全確保について取り組むことが必要である。

そこで、関係者が、食育の推進及び食の安全確保に関する情報の共有化と相互の連携に努め、県民の意識の高揚を図り、自主的な食育活動を進めるための運動を展開するため、島根県食育・食の安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織及び委員)

第2条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体(以下「構成団体」という。)をもって構成し、委員は各構成団体の推薦をもって充てる。

なお、新たに構成団体(委員)を加える場合は、協議会の了解を得ることとする。

(役員体制)

第3条 協議会に、会長1名、副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、協議会において委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員が欠けた場合には、その委員が所属する構成団体から推薦を受けたものが、前任者の残任期間を受け継ぐものとする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の座長は会長をもって充て、会長が不在の時は副会長がその任にあたる。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外のものの出席を求めることができる。

(会議の事項)

第5条 協議会の会議は、第1条に定める目的達成のため、次の事項を協議する。

(1) 食育の推進及び食の安全確保に係る県民への啓発、県民運動の実施に関すること

(2) 食育の推進及び食の安全確保に係る情報提供及び構成団体相互の連携に関すること

(3) 島根県食育推進計画に基づく行動計画及び事業実践活動に関すること

(4) その他目的を達成するために必要な事項

(幹事会)

第6条 協議会には幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、協議会構成団体の中から会長が別に委任したものをもって構成する。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、幹事が欠けた場合は、その幹事が所属する構成団体から推薦を受けたものが、前任の残任期間を受け継ぐものとする。
- 4 幹事会は、次の事務を行う。
 - (1) 協議会に付議する事項の協議
 - (2) 協議会からの指示事項の処理
 - (3) その他協議会の円滑な運営に必要な事務
- 5 幹事会の会議は、会長が招集し、会長が会務を総理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、島根県健康福祉部に置く。

- 2 事務局は、幹事会の運営等に関する庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

(別表) 島根県食育・食の安全推進協議会 構成団体

	団 体 等 名
1	島根大学(学識経験者)
2	島根県立大学短期大学部松江キャンパス
3	島根県立大学短期大学部出雲キャンパス
4	島根県医師会
5	島根県歯科医師会
6	島根県農業協同組合
7	島根県農協青年組織協議会
8	JＡしまね女性組織協議会
9	漁業協同組合JFしまね
10	島根県漁協女性部連合会
11	島根県青果物卸売市場協議会
12	島根県小学校長会
13	島根県中学校長会
14	島根県公立高等学校長協議会
15	島根県特別支援学校長会
16	島根県国公立幼稚園・こども園長会
17	島根県保育協議会
18	島根県学校栄養士会
19	島根県学校給食会
20	島根県幼・小中・高・特別支援PTA連絡協議会
21	島根県調理師会
22	島根県食品衛生協会
23	島根県スーパーマーケット協会
24	島根県森林組合連合会
25	近畿中国森林管理局島根森林管理署
26	島根県生活協同組合連合会
27	連 合 島 根
28	島根県食生活改善推進協議会
29	島根県連合婦人会
30	島根県栄養士会
31	島根県公民館連絡協議会
32	子どもと食の楽会
33	NPO法人 しまね子どもセンター
34	しまねリトルシェフ
35	山陰中央新報社
36	NIHK松江放送局
37	野菜ソムリエコミュニティしまね
38	島根県エルピーガス協会
39	島根県教育委員会
40	島根県農林水産部
41	島根県健康福祉部

H28年度

